

第9回 大山町議会定例会会議録（第3日）

平成25年12月13日（金曜日）

議事日程

平成25年12月13日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

通告順	議席番号	氏名	質問事項
9	7	大森 正治	1. 滞納と行政サービスの関係を問う 2. 個人用住宅等改善助成制度の継続を求める
10	14	岡田 聰	1. 高齢化を支える介護予防の充実を
11	9	野口 昌作	1. 減反政策の見直しと本町農業の将来 2. まちづくり政策の指導方針と活動助成について
12	13	岩井美保子	1. 下水道建設の計画と整備の推進について
13	2	大原 広己	1. 人・農地プランについて 2. 婚活事業について
14	10	近藤 大介	1. 大山寺周辺の観光振興について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番 加藤 紀之	2番 大原 広己
3番 大杖 正彦	4番 圓岡 伸夫
5番 遠藤 幸子	6番 米本 隆記
7番 大森 正治	8番 杉谷 洋一
9番 野口 昌作	10番 近藤 大介
11番 西尾 寿博	12番 吉原 美智恵
13番 岩井 美保子	14番 岡田 聰
15番 西山 富三郎	16番 野口 俊明

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 ————— 小 谷 正 寿      書記 ————— 中 井 晶 義

説明のため出席した者の職氏名

町長 ————— 森 田 増 範      教育長 ————— 山 根      浩

副町長 ————— 小 西 正 記

教育次長兼学校教育課長 ————— 齋 藤      匠

総務課長 ————— 酒 嶋      宏      社会教育課長 ——— 手 島 千津夫

中山支所総合窓口課長 杉 本 美 鈴      幼児教育課長 ——— 林 原 幸 雄

大山支所総合窓口課長 門 脇 英 之      企画情報課長 ——— 戸 野 隆 弘

税務課長兼滞納対策室長 ————— 野 間 一 成

建設課長 ————— 野 坂 友 晴      水道課長 ————— 白 石 貴 和

農林水産課長兼農業委員会事務局長 ————— 山 下 一 郎

福祉介護課長 ——— 持 田 隆 昌      保健課長 ————— 後 藤 英 紀

観光商工課長 ——— 福 留 弘 明      観光商工課参事 ——— 齋 藤 淳

人権推進課長 ————— 松 田 博 明      地籍調査課長 ——— 種 田 順 治

住民生活課長 ——— 森 田 典 子

午前9時30分開議

○議長（野口 俊明君） おはようございます。

ただいまの出席議員は16人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

本日は、昨日に引き続き6人の議員の一般質問を行います。

日程第1 一般質問

○議長（野口 俊明君） 日程第1、一般質問を行います。

7番、大森正治君。

○議員（7番 大森 正治君） はい。おはようございます。

日本共産党の大森正治です。2日目の一番手ということで、よろしく願いいたします。2問、きょうは質問いたします。

まず、その1問目でございます。1問目は、滞納と、税の滞納ですね、滞納と行政サ

ービスの関係を問うということをお願いします。

新自由主義のもとで構造改革の政治が行われ、大企業や富裕層には減税、その一方で低所得者世帯あるいは高齢者世帯には課税が強化されてきました。その結果としまして、税金を払いたくても払えず、滞納する住民が急増してきました。そういう中、いわゆる三位一体改革によって地方自治体の財政が厳しくなり、税収確保や徴収率向上のために滞納者への徴収が強化されてきました。こうした状況というのは、我が大山町も例外ではなかったようであります。

滞納対策を決して私は否定するものではありませんが、問題は、行政としてどういう方法をとるかということにあります。滞納者一人一人の実態を、生活実態を見きわめた上で、滞納対策をする必要があります。その際、留意すべきは、滞納者と対立関係になるのではなく、滞納者に心を寄せ、誠意を持って対話し、望ましい方法を探求していくことであろうと考えます。そのようにして信頼関係を築くことこそが重要であると思っております。

その点で、このたび本町で行われようとしております条例によって、いわゆる悪質滞納者、これに行政サービス等を制限するやり方には、私は大きな違和感を抱かざるを得ません。一体滞納と行政サービスとの間に関係があるのでしょうか。両者をリンクさせること自体が問題ではないかと考えるものです。そうした観点から、滞納と行政サービスとの関係について以下の点を伺います。

1つ、町税等の滞納者の状況はどうなっているのでしょうか。

2つ目、いわゆる悪質滞納者にどのような対策をとっておられるのでしょうか。

3つ目、行政サービスとはどういうことで、滞納とどういう関係があるのでしょうか。

以上です。

○議長（野口 俊明君） 町長、森田増範君。

○町長（森田 増範君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） おはようございます。

2日目でございます。大森議員のまず1点目の質問であります滞納と行政サービスの関係を問うということにつきまして、お答えをさせていただきたいと存じます。

まず、1点目の町税等の滞納者の状況はということについてでございますが、本町の昨年度の国保税を除いた徴収率は93%であります。これは県内19市町村ある中で14番目の徴収率であります。国保税のみに至りましては75.7%の徴収率で、県内15番目の数字であり、また町税等の昨年度の滞納繰越額は約2億3,000万円となっております。滞納者数につきましては、横ばいの傾向にございます。現在約600名の方が滞納の状況にあり、そのうち約470人が分割納付の状況にあります。そのほか未折衝者が約100人、無財産や生活困窮者などの方の執行停止につきましては約30人という状況にあります。

2点目の悪質滞納者にはどのような対策をとっているかということですが、まず悪質滞納者の定義といたしましては、1点目に、再三にわたって督促状及び催告状を送付しても納付の意思を示さない者、2点目に、再三にわたって電話及び臨戸訪問をしても納税の意思を示さない者あるいは納税の約束をしておきながら何の連絡もしないで常に約束を破る者、3点目に、行政に対する不平不満を理由に納税を拒否する者、4点目に、納税誓約が提出されていても、納付計画を常に反古する者など、納税について誠実さを欠く者を悪質滞納者として定義いたしています。そのような方に対しては、給与照会や預貯金、生命保険などの調査、差し押さえ、また土地建物などの不動産の差し押さえを実施いたしており、場合によりましては捜索にも取り組んでいるところであります。

なお、御質問の滞納者と信頼関係も築いており、納付期限内の納付が難しい方に対しましては、分割納付にも応じておりますし、災害や病気、離職などにより納税が難しい方に対しましては税の減免措置を講じており、議員御指摘のとおり、滞納者の実態を見きわめた上で実情に応じて滞納対策に取り組んでいるところであります。

3点目に、行政サービスとはどういうことで滞納とどう関係があるのかという質問でございますが、御承知のとおり、憲法30条では、国民は、法律の定めるところにより納税の義務を負うとし、また地方自治法第10条第2項では、住民は、法の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分入する義務を負うとしておりまして、権利と義務によって行政サービスは成り立っているものでございます。

このことから、行政サービスの原資は住民の皆さんの税金で賄われている関係上、滞納が膨らむと、次に議員が質問を予定されておりますところの個人用住宅等改善助成事業などのよりよい行政サービスの維持ができなくなるばかりではなく、できなくなるばかりでなく、滞納期限に納付している住民の方々との公平性も保たれなくなるところであります。

このため、このたび提案をしておりますところの行政サービス制限条例では、行政サービスを制限するというを目的としているわけではなく、この条例を通じて住民の皆様にも町税などの完納を呼びかけ、町を挙げて滞納を防止していくことを目的といたしているところであります。

なお、地方税法に基づく滞納処分、従来にも増して執行していく所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で答弁にかえさせていただきます。

○議員（7番 大森 正治君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 大森正治君。

○議員（7番 大森 正治君） 今、いわゆる悪質滞納者の意味もわかりましたし、よく、それから、これに対する対応をどうされているのかということもわかりました。そして、

それ以外ですね、滞納されているけれども、いろんな事情があって納付されてなくて、それに対する対応もされていると。決して無理な徴収してない。むしろ信頼関係を保ちながら徴収業務をやってるというふうに私自身は捉えたいんですけども、まずそれよろしいでしょうか、確認させてください。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 先ほど答弁をさせていただいたとおりでございます。そのように御理解いただきたいと思います。

○議員（7番 大森 正治君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 大森正治君。

○議員（7番 大森 正治君） 先ほど悪質滞納者、もうちょっと平たく言えば誠実さを欠く者、この方が約100人というふうに考えていいと思いますけれども、未折衝者が100人ということは、そういうことだろうというふうに思います。先日の総務常任委員会でも課長、担当課長のほうからその説明がありましたので、いわゆる100人ほどが悪質滞納者であるということがわかりましたですけども、そのうちですね、聞きましたところ県外にいて連絡がとれない人が40名、行方不明とか相続が不明な人が20名いるということでした。そして、こちらにいらっしゃるけどもなかなか出会えないと、連絡がとれないということでしょうか、この方が40名。ということは、初めの県外にいるとか、行方不明や相続不明でいらっしゃる人が60名いらっしゃるわけですが、この人たちはもうどうしようもない人たちなのかなというふうに把握せざるを得ませんけども、こういう人たちにも、もう既にもう滞納処分をされているのかどうなのかわかりませんが、もうこれは滞納処分の執行停止をせざるを得ない人ではないかなというふうに思いますので、それから出会えない40名につきまして、残りのね。これがこの行政サービスを制限される対象者になるのかなと思いますが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 詳細につきまして、担当よりお答えさせていただきます。

○税務課長兼滞納対策室長（野間 一成君） 議長、税務課長。

○議長（野口 俊明君） 野間税務課長。

○税務課長兼滞納対策室長（野間 一成君） お答えをいたします。

執行停止の関係につきましては、財産がない人、行方つかめない人等の一定の理由がございますので、それは法に基づいてやっていくというふうに考えております。それから、残りの町内におられる未折衝者40人がこの条例の対象になるのはもちろんでございますけども、この条例は平成26年度からの条例にしておりますので、納期限を過ぎて払われない方につきましては、現年でも滞納者という扱いにしております。したがって

まして、新年度にはそれ以上の方が出る可能性はございます。以上でございます。

○議員（7番 大森 正治君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 大森正治君。

○議員（7番 大森 正治君） はい、わかりました。ただ、新年度からは、これ以上の数が出るだろうということはわかりますけども、その人たちもすぐに誠実を欠く者というふうにはならないと思うんですけども、いろんなさっきの定義されました要件がありますので。ですから、大体今後もこの程度、40名程度のいわゆる悪質滞納者ということになるのかなというふうに私は理解したいんですけども、それでよろしいでしょうか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 担当よりお答えさせていただきます。

○税務課長兼滞納対策室長（野間 一成君） 議長、税務課長。

○議長（野口 俊明君） 野間税務課長。

○税務課長兼滞納対策室長（野間 一成君） そうあってほしいと期待をしております。

○議員（7番 大森 正治君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 大森正治君。

○議員（7番 大森 正治君） そうしますとですね、どういうんでしょうか、直接のこの条例を制定した場合にはかかわるのは、それぐらいの人たちは大体40名ぐらい、あるいはそれにプラスアルファになるかもしれませんが、というふうになりますけども、悪質滞納者に対してこの条例、制限する条例というのが効果があるのかなというふうに思います。そして、と同時に、この制限するメリットは何なのか。最後のほうにも言われましたから、直接悪質滞納者に対して納税を促すようなことにはならんんじゃないかなと、別な目的なりがあって、そういうメリットといいますか、効果があるのかなというふうに思いますけれども、その辺はどうなんでしょうか、もう一度はっきり答弁してください。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 冒頭の答弁のほうでもお答えをいたしましたように、この条例につきましては、行政サービスを制限をすることを目的としているということではございません。この条例を通じて住民の皆さんに町税などの完納、その呼びかけを行いながら、町を挙げて滞納を防止していこうという姿勢、そのことを主な目的といたしているところであります。

○議員（7番 大森 正治君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 大森正治君。

○議員（7番 大森 正治君） なるほど。これは悪質滞納者に対しての行政サービスを制限するということが目的ではないと。主目的は、町税等の完納を呼びかけて、滞納を

防止するということにあるんだと。いわゆる抑止効果でしょうかね、言ってみれば。それを狙っていらっしゃるのかなというふうに思いますけども、それでいいのかなというふうに私は思います。条例まで制定して、そういう抑止効果を上げる、滞納を防止するという、こういう方法でいいのかなというふうに私は思うんですけどね。

言ってみれば、悪い言い方かもしれませんが、ペナルティーを加えて、懲罰を加えておどすような、こういうことになりますよ、滞納したら法的な差し押さえもあるんですけども、こういう行政サービスもなくなりますよというふうにおどしてのこの対策ではないかと、悪く言えばというふうに聞こえてならない部分があるんですけども。その滞納対策としまして、これ以外にですね、ほかに考えられなかったんでしょうか。もっと町民の信頼を得るような方法というのを考えられなかったのか、その辺お話しください。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 御質問いただきましたけども、町民の方との不公平感、そうしたもののこと、特にたびたび申し上げますように、誠実さを欠くという方に対してということですので、先ほどおどしというような御発言がございましたけども、決してそういうことではございません。

○議員（7番 大森 正治君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 大森正治君。

○議員（7番 大森 正治君） 言葉がね、おどしと言うのは悪かったかしらんですけども、幾らやるほうはそうでないと言っても、受け取るほうはそういうふうにも受け取られかねないわけですから、そういう言い方を私もさせてもらったわけですけども。私が聞いているのは、これ以外の方法を検討されなかったのでしょうかということ聞いてますので、それをお答えください。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。担当のほうからも答えさせていただきたいと思っておりますけども、いろいろな滞納対策については議会からもいろいろと御指摘をいただき、監査のほうからも御指摘をいただき、そうした取り組みを職員精いっぱいしておるところであります。その中で、やはり誠実さを欠くという視点の中でのの方々に対しての町としての姿勢は必要であるという判断の中で、このたび提案をさせていただいているところがあります。

少し担当のほうからも加えさせていただきたいと思っております。

○税務課長兼滞納対策室長（野間 一成君） 議長、税務課長。

○議長（野口 俊明君） 野間税務課長。

○税務課長兼滞納対策室長（野間 一成君） 対策でございますけども、具体の対策につ

きましては、それぞれ検討しておるところでございますが、今回のこの行政サービスを制限をするという条例を提案をするという意味合いをぜひ御理解をいただきたいと思うわけですが、これは要綱でもやれますし、規則でもやれます。ですけども、それは町の執行の権限の中でやってしまうことですけども、条例ということになりますと、それなりの条例についてはパブリックコメントをして住民の皆さんの意見を聞くようにしておりますし、あわせてこの議会で提案をして、議員の皆さんと議論をしながら決定をしていく、そういう意味合いでいいますと、この条例、これを条例でつくるっていうことは極めて公平で、公正で透明性が高く、しかも決定をするということになると、町の取り組みの姿勢を明らかにする、そういうことができるということですので、町全体でこの滞納問題に取り組もう、そういうことを決定いただくためのものがございますから、条例という格好で提出をさせていただいたところがございます。以上でございます。

○議員（7番 大森 正治君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 大森正治君。

○議員（7番 大森 正治君） それが町としての姿勢を示すと、滞納対策としての姿勢を示すということなんですよね。そういう意味ですね。私は、姿勢を示すなら、そういう条例でなくても、こういう制限を加えるようなことがありますから、皆さん払ってくださいよというふうなことではなくて、姿勢は担当業務の活動、行動じゃないかなというふうに思うんですよ。つまり徴収業務を、さっきも言いましたけども、生活者の実態を見きわめながら懇切丁寧に、そして足しげく通いながら、納得してもらって納税してもらうように仕向けると。私は、このことが一番大事じゃないかなと思うんですよ。確かに滞納対策室に2名いらっしゃって、その方たちが毎日出ていらっしゃるということはお聞きしましたが、その方たちはもちろんのこと、ここの家庭にはやっぱり一定話しなければならぬというところには、そのほかの職員の皆さん、そして課長がみずからもどんどん出かけていって納得してもらい、納税を、に、の方向に向けてもらうと、そういうことをしてもらうというふうな努力が、これが姿勢を示すことじゃないかなというふうに私は思うんですけどね。

そこでですね、先ほど姿勢を示すためにこの条例を、そして公平なものとして議会にも出し、よりいいもんだと、要綱や規則とは違って、こういう条例を出す方がいいんだというふうにおっしゃいましたけども、ちょっと各論になりますけども、この滞納対策と制限をするという項目、24項目ありますけども、その行政サービス制限の項目がこれとの間に合理的な関連性というのがあるのか問うてみる必要があると思って私、考えたんですけどもね。それはですね、例えばです。その制限項目の中に、ええと、ごめんなさい。ええと、済みません、ちょっと待ってくださいね。ええと、町の嘱託職員及び臨時職員の採用に関することっていうのがあります。これについても合理的な関連性があるのか、私はちょっと疑問に思うんですけどね。年配の方の採用もあるかもしれませんが、若い方の採用もある。そういったときに、この滞納対策とどういう合理的



な関係があるのか。関連性が私は薄いように思います。

それから、例えばスマイル大山号ですね、これの割引証というのがありますけども、これの割引証の交付に関する事、これにも滞納していたら割引証を出さないということになるわけですが、恐らくこの割引証を交付される要件の方というのは、住民税非課税世帯が、の対象者の方ですね、の方が多くはないかというふうに思うんですけどね。そうすれば、この滞納対策との合理的な関連性というのが疑われますね、あるのかなど。

それから、それ以外にですが、ちょっと3つほど私は非常に疑問に思っているんですけども、問題に思っているんですけども、それはチャイルドシートの購入費の補助に関する事っていうのがあります。それから、放課後児童クラブに関する事っていうのがあります。それから、さらにスポーツ大会等の派遣費の助成に関する事っていうのがあります。これはいずれも子供、そして子育て支援に関するようなことであります。これはやっぱりそういう子供の事にかかわって、問題ではないかなというふうに思うんですけどね。そういうふうなこの制限項目の中には疑問やら問題を持っている可能性があるというふうに私は思います。さらに言えば、憲法にも抵触するようなところもあらへんかなど。もし訴えられたときに問題にならへんかなというような感じがせんでもないですが、私の感じですので。そこらあたりのことはどういうふうに考えられておられますか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 大森正治君。

○町長（森田 増範君） 後ほど担当よりもお答えさせていただきたいと思いますが、まずは、たびたび申し上げますように、悪質滞納者、いわゆる誠実さを欠く方が対象であるということ、そして、この制限につきましては、先ほど少し触れられたと思いますが、憲法にも保障されている生存権や教育を受ける権利、そうしたもの、そうした中には制限があってしかるべきと思っております。

詳細について担当より答えさせていただきます。

○税務課長兼滞納対策室長（野間 一成君） 議長、税務課長。

○議長（野口 俊明君） 野間税務課長。

○税務課長兼滞納対策室長（野間 一成君） 御指摘をいただきましたサービスと税との関連性の関係でございますけども、最初言われました嘱託職員、臨時職員は、滞納しとられる方でも当然応募もできますし、採用もできますけども、採用に当たって、税金を納めておられん、納めんというようなことで職員に採用されることがないように、分納の誓約をいただく。そうすれば何の制限もなくなるということでございますし、スマイル大山号の関係では、住民税の非課税世帯でございますが、固定もお持ちだかもしれませんし、国保税もあるかもしれません、軽乗用車もお持ちだかもしれません。税との関連性はあると思っております。

それから、子供にかかわる問題、憲法の問題も出ましたけども、このごろ、鳥取県の

納税貯蓄組合連合会が「税について考えよう」という中学生の作文を募集しておりました。町内からも中学生が応募してくれておりました、作文では大山中学校の生徒さん、習字では名和中学校の生徒さんが受賞されておりますけども、この中に、純真な子供たちが書いておりますけども、税金を払っていないのに、ほかの人が払った税金を使うのは私はおかしいと思うというようなことを書いとる子供もおりますし、脱税や未納などの不正をする人もいます。経済的な理由のほかにも、日本人の道徳心などにも関係あるように思いますが、税の公平負担の点からも不正の取り締まりを強化してほしいというようなことを書いておられます。

あわせて憲法の話で言いますと、憲法が納税の義務をわざとうたっとる、この意味合いは、総務委員会でも御説明させていただきましたけども、憲法っていうのは、そもそも権力者側を規制する、権力者に命令するものでございますが、例外的に国民に命じておるものでございます。ということは、税っていうのは、国を運営していくための経費を賄うために徴収する金銭であります。で、その納税の義務を課してるということは、国の主権者であり憲法制定権者である国民がその経費をみんなで負担していこうっていうふうに約束をした。約束をしたんだから、みんなで払いましょうっていうことであることですから、憲法には何ら抵触するものではない。あわせて、応能の原則もありますけども、能力に応じて支払いをしていただくというぐあいになっておることでございますので、憲法に抵触するものではないというふうに理解をしております。

○議員（7番 大森 正治君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 大森正治君。

○議員（7番 大森 正治君） はい。子供の作文を読まれましたけども、それは当然です。だから、滞納対策は、こういう条例までしなくても、そういう業務でもって不正は徹底的にきちっとする、そして納税を促すということは当然なんですよ。私はそこを強調したいと思っているんですよね。憲法の話はわかりました。

それでは、もう一つ私気になりましたのは、この条例のほかに既に制限をしている項目が幾つかあるということがこの間の総務常任委員会でも説明があってわかったんですけども、要綱とか規則とか条例の中でもう既にやっているというの、これが9項目ぐらいありました。それへの制限というのは、いわゆる悪質滞納者ではなくて、もう滞納した人全てだということですよ。滞納した人全て、これは税だけではなくて、使用料、利用料なんかも含んでおりますが。そういう項目は全てが対象だと、滞納者全てが対象だと。ところが、今度予定されてる条例の制限というのは、誠実さを欠く、いわゆる悪質滞納者だけに限定しているということですから、その制限を加えるのに2種類ある。この辺の合理性がないなというふうに思うんですけども、まことに不合理ではないかと、こういうふうな制限に、が2つもできるのは。そこをどういうふうに考えていらっしゃいますか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。担当より答えさせていただきます。

○税務課長兼滞納対策室長（野間 一成君） 議長、税務課長。

○議長（野口 俊明君） 野間税務課長。

○税務課長兼滞納対策室長（野間 一成君） 申し上げておりますように、町長も提案をいたしましたように、この条例は滞納問題にどう取り組むか、町執行部だけではなく、条例ですから、議会の皆さんと一緒に決定をする、イコール大山町の考え方として認めていただくというものでございまして、従来から規制をしております項目は項目として、その次に、もうちょっとやわらかく、しかも町の考え方を明らかにするという意味合いでの条例でございますから、滞納があれば全てそのサービスができないというふうな形ではなく、お話をしましょう、で、分納の誓約もしていただけない方についてはサービスは制限をさせていただくというふうな、極めて緩やかな、制限については緩やかな条例だと思っておりますが、そういった形を示すものでございますので、何ら不整合なことはないというふうに理解をしております。

○議員（7番 大森 正治君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 大森正治君。

○議員（7番 大森 正治君） いや、整合性というか、合理性がないように思うんです、やっぱり。滞納者全てに制限を加える場合と、それから悪質滞納者だけに制限を加える、そういうものが2つあるということは、やっぱりおかしいと思うんですよ。いや、片や項目によって悪質滞納者だけですと、さっきの24項目。そのほかの9項目は、滞納者全てに当てはめますよと。不妊不育治療の助成に關することとか、いっぱいありますね。ほかに今のいわゆる住宅リフォーム助成制度への助成、それから町営住宅等の入居に關する、そのほか9項目ぐらいありますけども、それは滞納者全てに該当するわけですよ。ところが、今度出されようとしているのは、悪質滞納者だけに限るというところに合理性がないというふうに私は指摘してるんですよ。

ですから、そうすれば、もう時間が少なくなってきましたので、最後に1つ聞きたいんですが、現行のこの制限を加えている要綱とか規則、条例ですね、滞納者全てに規制をしている。そういう要綱、規則、条例、これを私は見直すべきじゃないかなというふうに思うんですけども、どうでしょうか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 後ほど担当より答えさせていただきたいと思いますが、たびたび申し上げますように、この条例につきましては、議員が中でも述べておられますように、悪質な滞納者、不誠実な滞納の対象ということの中でのこのたびの条例制定のお願いということであります。

○税務課長兼滞納対策室長（野間 一成君） 議長、税務課長。

○議長（野口 俊明君） 野間税務課長。

○税務課長兼滞納対策室長（野間 一成君） 大森議員さんがおっしゃられるように、合理性がないということでありますならば、議員さん御提案の考えとは逆に、当初既にできておるものに合わせる、これが通常考え方ではないかと思いますが、そこまで今回は考えていないということでございます。

○議員（7番 大森 正治君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 大森正治君。

○議員（7番 大森 正治君） この点はひとまずちょっとおさめまして、また別なこれからの論議にもなろうかなというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

2問目に行きたいと思います。個人用住宅改善助成制度の継続を求めるということで出させてもらっております。

単町事業としまして2010年度末の3月から始まったこの個人用住宅等改善助成制度、いわゆる住宅リフォーム助成制度ですけれども、これは町民の住環境の整備促進と長引く不況下での地域経済の活性化を目的としたものであります。3年近くなります。この事業を実施したその結果、投入した税金の10倍もの経済効果が上がっております。ですから、町民にも町内業者にも、そして商店の皆さんにも喜ばれている事業であります。ところが、3年が経過する今年度末で本事業を終了する、そういう案内が10月ごろからでしょうか、防災無線とか広報だいせんなどで行われております。

町長はたしか、今後の方向は議会と相談して決めるという言い方をされておりました。業者の、町内業者の懇談の中でも、そういうふうな発言があったということを知っておりますけれども。ところが、その議会の声を無視という言い方は過ぎるかもしれませんが、聞かないで、十分聞かないで、本事業を終了すると決定したのはなぜでしょうかね。業者組合からも、それから商工会からも、継続してほしいという要望が町長のほうに直接寄せられたと聞いております。経済効果があって、そして多くの町民が歓迎しているこの事業は、継続するのが道理ではないでしょうか。それが行政への信頼にもつながっていくものだというふうに私は考えます。そして、一方、4月からは消費税の増税が予定されて、地域経済の冷え込みが心配されるというような、そういう情勢も控えております。以上のような点を考えれば、本事業は来年4月以降も継続すべきであると私は考えます。

そこで、次の点を伺いたいと思います。

1つ目、町民に好評で、費用対効果も上がっている本事業を一方的に中止する理由は何でしょうか。

2つ目、課題は改善して、よりよい事業として本事業を継続するよう再検討する考えはありませんか。

3つ目、これにかわる活性化策を考えておられますか。

以上、お願いします。

○議長（野口 俊明君） 町長、森田増範君。

○町長（森田 増範君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 大森議員の2点目の質問であります個人用住宅改善助成制度の継続を求めるということにつきましてのお答えをさせていただきます。

議員も言われておりますように、この制度は町内の事業者の方々にお金が回り、そのお金が回り回って、めぐりめぐって町の経済を活性化していくと。そのための助け、後押しをしていこうということで始めたものであります。平成23年3月から事業を開始をし、3年弱経過したところで、交付決定件数でございますが、約1,900件、交付決定額、すなわちお買い物券発行額が約1億1,500万円、対象事業費が総額になりますが、約11億7,000万円となっております。私もこの本制度が町の経済活動に相当の役割を果たしたものと認識をいたしているところであります。

議員は先ほど一方的に中止というようにおっしゃいましたけれども、本制度は2年に限って行うというぐあいにしてきたものを、事業の効果と経済の状況などを勘案して1年間延長をいたしたものであります。成果も大きなものがあったと思いますけれども、問題点も少しずつ顕在化してきているのも事実であります。その間、議員の皆さんや商工業の皆さんの御意見を伺う中で、本制度の実施には一度区切りをつけるべきではないかというような御意見、結論を得たところであります。しかしながら、現在の経済情勢に好転の兆しはなかなか見ることができず、春には、議員おっしゃいましたように、消費税の増税が実施をされるなど、本町の町内事業者の取り巻く経済情勢は依然厳しいものがあると認識をいたしているところであります。

公共事業や雇用増進施策の実施、また商工会事業への助成あるいは金融支援などで、できる限りの取り組みに努めているところではあります。本制度のような直接的な支援もまだまだ必要とされているものと私は認識しているところであります。本制度につきましては、一応今年度で一つの今の要綱、内容としての区切りはつけますけれども、助成の条件など、内容などを検証し、見直しを加えるなどした上で実施する必要性を感じているところであります。今後、財政が厳しくなる中ではありますけれども、来年度予算編成を行う上で、議会の皆さんとも御相談をさせていただきながら考えてまいりたいと思いますので、この制度につきまして、これからの御助言等あわせてお願い申し上げまして、答弁にかえさせていただきます。

○議員（7番 大森 正治君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 大森正治君。

○議員（7番 大森 正治君） 全くこれでやめてしまうというわけではなくて、今後の検討も、の余地もあるという答弁だったろうというふうに理解します。それはね、やはり誰が見てもそうかなと、誰が考えてもそうかなというふうに思うんですね。今のそのような費用対効果も本当に大きなものがあります。こういう事業ってめったにないじゃ

ないかなというふうに思います。そして、町民のたくさんの方が喜んでいらっしゃる。そういうことも大きなこの継続する理由になるだろうかというふうに私は思って、このたび一般質問で取り上げたわけですけども。やっぱりそれを証明するように、こういう町民の方の声があります、利用された方の。税金というのは取られてしまうものばかりとと思っていました。でも、こういう形で税金が戻ってくるということは本当にありがたいという嬉しい声を、喜んだという声も寄せられております、私のほうには。やっぱりここだと思うんですね、行政の一番大事なところというのは。

ですから、担当課で調査されたアンケートによりまして、利用した町民の9割、それから業者の8割が継続してほしいと望んでいるということがあったようです。ですので、先ほどのような見直しを加えるなどして、あるいは助成の条件などを検証して、実施する必要性を感じているという町長の答弁だったろうというふうに思いますけども、問題点も出てきているというふうに言われました。いろんな問題点があろうかと思います。それらを改善しながらやっていくことかな、そういうふうに考えていらっしゃるのかなというふうにも思います。

それから、利用された方が全体の世帯の約3割強だというふうに考えていいと思いますが、32%の人が利用されているようです。ということは、これからしたいという方もあると思います。できるだけたくさんの町民の方々に恩恵が行くように、この辺も考えられたらいいかなと。例えば今、事業費の下限が5万円ですけども、これを3万円ぐらいに下げて、より利用しやすくするとかいうこともあると思います。それから、この制度を御存じない方もまだまだいらっしゃるように私は聞きます。だから、その辺の周知徹底、そのあたりも改善点かなというふうに思いますので、そういうところも勘案した今後の検討が必要だと思いますが、その辺いかがお考えでしょうか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 大森議員のいろいろな御指摘を参考にさせていただきながら、今後に生かさせていただきたいと思います。

○議員（7番 大森 正治君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 大森正治君。

○議員（7番 大森 正治君） 以上で終わります。

○議長（野口 俊明君） これで7番、大森正治君の一般質問は終わりました。

---

○議長（野口 俊明君） ここで休憩いたします。再開は10時35分といたします。休憩します。

午前10時23分休憩

---

午前10時35分再開

○議長（野口 俊明君） 再開いたします。

次、14番、岡田聡君。

○議員（14番 岡田 聡君） はい。岡田でございます。通告は1問ですが、ちょっと質問の前にちょっとお断りいたします。パソコンがちょっとトラブルって、手書きで、しかも慌ててファクスを送ったものでして、ちょっと見にくいですが、よろしくお願いたします。それから、質問の項目の見出しでございますが、字句を「高齢化」を「高齢社会」とかえたいと思います。よろしくお願いたします。

では、通告文読み上げて質問をいたします。

高齢社会を支える介護予防の充実を。

高齢化は、まだまだ進むと予想されております。それに伴い、要介護認定率を、もどんどん上昇していくことが考えられます。本町でも、要支援・要介護予防のためにさまざまな施策が行われておりますが、課題も多いと思われま。一方、近年の高齢者は、体力が向上している調査結果も出ているようであります。社会保障制度改革への対応や健康寿命を延ばす施策について、ただしたいと思いま。

（1）要介護認定率の推移はどうか。また、他の市町村との比較はどうか。要支援も含めて、よろしくお願いたします。

（2）要介護認定を受ける原因となった病気やけがの調査は行われているか。それを分析し、そして予防対策を立て、実行しているか。

（3）介護予防の施策について、種別と課題はどうか。

（4）厚労省は、15年度から要支援1と2を市町村事業に移し、一般の高齢者向けの介護予防とあわせて再構築し、市町村の裁量で事業を実施していく考えのようだが、懸念はないか。

（5）要支援1・2の認定率は。また、給付費は全体でどの程度か。

（6）二次予防事業、一次予防事業それぞれの評価は。また、対象者把握は確実に行われているか。

（7）何らかの運動を継続して行っている人の健康寿命は、そうでない人に比べて高いという調査結果だが、体を動かす習慣づけを促す啓発や施策をもっと工夫してはどうか。よろしくお願いたします。

○議長（野口 俊明君） 町長、森田増範君。

○町長（森田 増範君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 岡田議員より、高齢社会を支える介護予防の充実をということとで7点の質問をいただきました。お答えをさせていただきたいと思いま。

1点目の介護認定率の推移について、関しての御質問であります。本町におきましては、平成21年度以降上昇傾向にあり、21年度、22年度ともに0.3%、人数にして約15人程度ずつの増加でありましたが、平成23年度以降の2年間は0.7%、人

数にして約40人ずつふえております。また、本町の介護認定率は県内では11番目であり、県平均を若干下回っているところであります。

2点目の要介護認定を受けるようになった原因であります。脳卒中などの脳血管疾患、認知症、関節疾患の3つが全体の66%を占めており、また最近ふえてきておりますのが転倒などによります骨折であります。原因の分析であります。高齢化によるものと、近年顕著になってきております夏の酷暑及び冬の低温、豪雪による運動不足ではないかというぐあいに思っているところであります。予防対策は、介護保険の一次、二次の各予防事業に加えて、小地域保健福祉活動補助事業などに取り組んでいるところであります。

3点目の介護予防施策の種別は、一次予防事業として、生きがい活動支援事業、転倒予防教室、閉じこもり予防支援事業、水中ウォーキング教室、水中運動教室、3B体操教室、高齢者食生活改善事業、また日常生活関連動作訓練事業、そしてまた二次予防事業として元気アップ教室を行っているところであります。課題といたしましては、参加者が固定化しつつあるということ。今後、幅広く町民の方々に参加していただけるように広報、周知を図り、新しい参加者の掘り起こしをしてまいりたいというぐあいに考えております。

4点目の厚労省が2015年から実施を考えている要支援者の市町村裁量による地域支援事業への移行について懸念はないかということについてであります。現在、社会保障審議会では、社会保障制度改革国民会議における報告を受け、平成27年度の介護保険制度改革に向け、予防給付から地域支援事業への移行について審議が進んでいる段階であります。当初は予防給付によるサービスの全ての事業が地域支援事業の新しい総合事業によるサービスに移行されると議論、論議されておりましたが、現段階では、数多くある予防給付の事業の中から訪問介護と通所介護のみが地域支援事業に移行するという方向性が出ただけで、補助率など未決定の事項が多くあります。町といたしましては、今後の制度の見直しの内容を見ながら、予防、介護予防事業を考えてまいりたいと存じます。

5点目の要支援者の認定率は4.2%で、県内12番目となっており、県平均の5.3%を大きく下回っております。また、要支援者に対する予防給付費は約8,600万円で、介護保険全体の4.3%となっております。

6点目の二次予防事業、一次予防事業それぞれの評価についてであります。二次予防事業は、町内の介護老人保健施設や特別養護老人ホームに委託をし、個人の健康に対する目標設定に従って、個々の状況に合わせて、個々の状態に合わせて事業が行われておまして、6カ月ごとに評価を行い、次回の事業につなげているところであります。一次予防事業につきましては特に評価を行っておりませんが、それぞれの事業に自己管理のもと楽しく参加をしていただいております。健康づくりに役立てていただいているところであります。二次予防事業の対象者把握は、25項目の質問を通じて個々の体や心の



状態をチェックできる基本チェックシートを65歳以上の要支援・要介護を除く高齢者を対象に郵送で配付をし、回収することにより、対象者把握に努めているところであります。

7点目の何らかの運動を継続して行っている人の健康寿命は、そうでない人に比べて高いという調査結果から、体を動かす習慣づけを促す啓発や施策をもっと工夫してはどうかということについてであります。介護事業、保健事業及び社会体育事業など総合的に判断しながら検討してまいりたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

○議員（14番 岡田 聡君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 岡田聡君。

○議員（14番 岡田 聡君） 要介護認定率、要支援認定率ともに県平均よりも低いということでございます。関係者の努力のたまものではないかと敬意を表しますが、一次予防事業、介護予防に非常に有効なことだと思いますが、65歳以上の高齢者の方を対象に……。

○議長（野口 俊明君） 岡田議員にお願いいたします。もう少し声のボリュームを上げて。

○議員（14番 岡田 聡君） 一次予防事業についてですが、65歳以上の高齢者の方を対象に生活機能の維持または向上を図る取り組みでございますが、これの参加率がわかればお願いいたします。

それと、二次予防事業、体の機能が少し弱くなっている、いて、近い将来介護サービスを利用する可能性がある65歳以上の高齢者の方を対象に、その方の弱っている機能を回復させ、要支援・要介護状態にならないようにする取り組みでございますが、ある自治体では、運動器から口腔機能の改善、栄養改善まで包括的にサポートしているようですが、大山町も同じことをやっていらっしゃると思いますが、この自治体では支援前と支援後に受けられた対象者の方にデータを示して、本人にわかりやすく説明し、しているということでございます。努力すれば向上の跡が見える、改善の跡が見れると思いますので、本人が頑張ろうという気になると思います。そういう有効な手段が、とっているのかどうか、これからとれないものなのかどうか、お願いいたします。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 担当のほうから答えさせていただきたいと思いますが、1点は一次予防事業の参加率ということでありました。数値の関係でございます。通告にありませんので、答え切れるかどうかわかりませんが、わかる範囲内で2点答えさせていただきたいと思います。

○福祉介護課長（持田 隆昌君） 議長、福祉介護課長。

○議長（野口 俊明君） 後藤福祉介護課長。あ、失礼。失礼失礼、持田福祉介護課長。

○福祉介護課長（持田 隆昌君） 御質問にお答えいたします。

まず、一次予防事業への参加率ということでございますが、アンケートを行いまして、65歳以上の方4,757名の方にアンケートを行いまして、65%の約3,090名の方から御回答をいただいております。その中で、二次予防事業と認められた方1,477人を二次予防事業として御案内をいたしているところです。残りの一次予防事業の方へいろんな事業を御案内しているところですが、まず転倒予防教室は年86回行いまして、延べ1,050人の方に参加いただいております。日常生活関連動作訓練事業、IADLと呼ばれるものですが、これは年6回、延べ97人の方に参加いただいております。それから、3B体操につきましては年76回、延べ1,486人の方に参加いただいております。閉じこもり予防支援事業、生きがいデイサービスと言っておりますけれども、これは年48回、延べ411人の方に参加いただいております。

生きがい活動支援事業、ふれあいきいきサロンと呼ばれているものですが、これは年214回、延べ1,720人の方に参加いただいております。それから、高齢者食生活改善事業につきましては、年45回、延べ1,174人の方に参加いただいております。水中ウォーキング事業につきましては6クール、60回になりますけれども、延べ1,460人の方に参加いただいております。水中運動教室につきましては、5クール、80回で、延べ597人の方に参加いただいております。水中ウォーキングにつきましては、延べと言いましたが、参加者総数は150人でございます。水中運動教室につきましては、60人でございます。それから、認知症サポーター養成講座には、17回で582人の方に参加いただいているところでございます。

二次予防事業の方についての効果ということでございますが、大山町におきましても、元気アップ高齢者を対象に介護予防教室を目的別に週1回程度行っております。内容といたしましては、運動機能の向上、これは器具を使った運動等を行うものでございます。それから、栄養改善事業、これは食に関する指導や相談を行っております。それから、3つ目に口の機能の向上、いわゆる口腔ケアと呼ばれるものですが、と口の体操等あわせて、これを行っております。それから、閉じこもり、物忘れ、鬱予防として、レクリエーション、軽い体操等も行っております。いずれも、その後、事業終了後には、議員がおっしゃるように、改善点等をお示しして、御相談にに応じているというところでございます。以上です。

○議員（14番 岡田 聰君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 岡田聰君。

○議員（14番 岡田 聰君） 厚生労働省の2015年からの実施を考えている社会保障制度改革の中での改革でございますが、高齢者や高所得者を中心に負担を求める内容が多いということが新聞等で指摘されておりました。生活に影響が避けられないと思いますが、内容を把握していらっしゃるかどうか。

それから、要支援1に向け、サービスの中で訪問介護、ホームヘルプと通所介護、デ

イサービスのみが市町村事業へ移行ということで、例えば買い物や家事援助など利用者の希望の多い訪問介護は市町村の新しい総合事業に移り、市町村の力量で実施するところ、やらないところが差が出ると心配の声も上がっているわけですが、その点についてはどうお考えでしょうか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 質問につきまして担当より答えさせていただきますが、まだ制度が確定をしてないという状況もございますので、よろしく願い申し上げます。

○福祉介護課長（持田 隆昌君） 議長、福祉介護課長。

○議長（野口 俊明君） 持田福祉介護課長。

○福祉介護課長（持田 隆昌君） お答えいたします。

現在、介護保険制度改革の検討が進められているところでございますが、9月議会移行若干修正が行われております。冒頭の答弁でもありましたけれども、要支援に係るものは全て地域支援事業に移行するというふうな流れの中から、予防給付サービスによるものの中では、たくさんある事業の中から訪問介護と通所介護のみが地域総合事業のほうへ移るものというふうな方向性が示されております。それ以外のものにつきましては、現行どおりというふうな方向性が示されているところです。

大まかな改正の方向といたしましては、そのほかに特別養護老人ホームへの入所者につきましては、中・重度者へを重点化していこうという方向性であります。それから、所得や資産のある人の利用者負担の見直しが図られているところです。一定以上の所得のある皆様については、若干負担を多くいただく方向で検討に入っております。これらは、いずれも経費が増大化することが予想されています社会保障制度の中で、やはり持続可能な社会保障制度を維持するために必要な課題として検討されているところでございます。

それから、2点目の御質問でございます。議員御指摘のとおり、市町村の裁量による事業となるわけでございます。したがって、市町村間でサービスの内容に差が出ることは当然懸念されますが、大山町といたしましては、示されるメニューの中あるいは制度の中で、可能な限り現行制度の現状のレベルを維持できるよう、あるいは他町村からおくれることのないような制度を構築していきたいというふうに考えているところです。以上です。

○議員（14番 岡田 聰君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 岡田聰君。

○議員（14番 岡田 聰君） 心配するまでもなく、現状維持あるいは他町以上というお答えでございました。ぜひその方向で進んでいただきたいと思います。

次の質問に進みますが、日本海新聞に出ておりました。茨城県利根町では、シルバーリハビリ体操なるものを2004年ごろから本格的に取り組んでいるそうでございます。

この体操は、立つ、座る、歩く、食べ物を飲み込むなど日常動作の訓練になる動きをゆっくりしたテンポで行うものだそうですが、特徴なのは、指導する側で、サラリーマンなど定年退職後、地域に貢献したいという思いを持った方々、住民の方々を体操の指導士として活用していることだと思います。地域の中で高齢者が高齢者を支える仕組みとして全国で注目されているということですが、ちなみに利根町では122人もの指導士がボランティアとして活躍しているそうだと思います。実際にこの体操の実施によりまして、利根町では全国平均では上昇している要介護認定率、2007年から下降傾向にあり、2011年は全国平均17.3%に対し、10.9%と顕著に減っているそうだと思います。

これを見ても、非常に有効な施策と思いますが、大山町では3B体操など、いろいろやっていますが、このように大山町でも定年退職された方々、高齢者の方々が、中高年の方々が社会に貢献したいという思いを抱いている方もたくさんいらっしゃると思います。そういう方々を活用して、何とかこういう事業ができないものかどうか、ひとつその点についてお答えをお願いいたします。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 後ほど担当より答えさせていただきたいと思いますが、議員御指摘の中にも、お話の中にもありましたように、大山町でも3B体操を早い時期からこの取り組みを介護予防事業の一環として進めている経過もあります。いろいろな方に御指導いただきながらという状況がありますが、先ほどの提案は、たくさんの60歳以上の定年退職された方々の、いわゆる元気な方々のお力をいただいてということの仕組みづくりのお話かなと思って伺ったところであります。今後の参考にさせていただきたいとは思いますが、担当より述べさせていただきます。

○福祉介護課長（持田 隆昌君） 議長、福祉介護課長。

○議長（野口 俊明君） 持田福祉介護課長。

○福祉介護課長（持田 隆昌君） 質問にお答えいたします。

利根町のリハビリ体操も話題になっております。そのほかにも全国で効果が上がっている取り組みがいろいろ情報が入ってきているわけですが、現在、厚生労働省では、全国のこうした非常に効果のある取り組みを調査しております。先ほど来言っております介護保険におけます制度改革において、効果のあるメニューを全国的に広げていけるような指示を出すというふうな動きもあるようでございます。それらの報告を受けながら、大山町でもまた取り組める部分については取り組んでいきたいと思っております。また、町長の答弁にもありましたように、やはり地域でこういう介護予防に取り組んでいただけるものがあれば、地域活性化の意味からも積極的に取り組んでいけたらなというふうに考えているところです。以上です。

○議員（14番 岡田 聡君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 岡田聰君。

○議員（14番 岡田 聰君） 手前みそになりますが、私は生涯スポーツをモットーとして、それに努めております。もう一つ心がけていることは、歯磨きを食後、3食後できるだけ行うということ、この2つを何とか続けていこうと思って続けておりますが、歯の健康については、以前厚生労働省が「8020運動」ということで、80歳で20本の自分の歯を維持するという運動がありました。意外とこの歯磨きの励行というのは非常に効果があると思っております。もっとも歯磨き剤によるとも思いますけども、以前私、中学校までは健康優良、歯の健康優良ということで表彰を受けたことがありましたが、その後、それをうぬぼれみたいになってしまって、ずうっと何十年も歯医者に行かなかったんですが、ちょっと歯槽膿の、歯槽膿漏になりまして、左の奥歯上下抜かれたんですが、それから後、いろいろ痛みも出たんですけども、いろいろ歯磨き剤を試しまして、何種類も試しました。今使ってるのが一番いいんですけども、プロポリス入りという、結構高いんですが、千五、六百円するんですけども。これを使い出してから、ほとんど歯槽膿漏の痛みもなくなり、10何年、歯医者なんて行ったこともないんですけども、結構努力すれば、いろいろといいこともあるんだなと思っております。

もう一つ、生涯スポーツについてですが、これも私の動機づけ、今も続いているスポーツについては、定年まで、定年前まで勤めておりました会社で健康保険組合というのがありました。今はちょっと会社が不景気になって解散してしまいましたけども。そこでいろいろ運動の奨励をやっておりまして、医療費等を下げるために点数制度を設けておりまして、縄跳びすれば何点、ラジオ体操すれば何点、ジョギングすれば何十点ということで点数を重ねていって、半年か1年ごとに点数が商品にかえられるということで、その当時の交換した商品、ポストンバッグとかヘルスマーターとか、いろいろ今でも使ってますけども、そのころからの習慣づけで、生涯スポーツと何らかのラジオ体操とか、できるだけ運動を続けるということを心がけるようにしておりますが、非常にこれは健康寿命の延ばすのに有効だと思っております。

先月ぐらいでしたかね、文部科学省が調査を出しておりました。日ごろから運動を続けている中高年齢層は非常に体力があるということで、昔の年齢に比べて5歳ぐらい若くなっていると。おのずと健康寿命も延びているということで、結構最近では中高年齢者、ジムに行って体を鍛えたりジョギングしたり体操したりと、そういう方もふえているわけですが、もっともっと町民の方にも健康寿命を延ばすことが非常に有効であることをPRしていただいて、できるだけ介護給付費がふえないように、抑止の方向へ力を入れてほしいんですが、この点についてはどうお考えでしょうか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 健康寿命を延ばすに当たっての啓発活動ということについての御質問かなと思います。担当より答えさせていただきたいと思いますが、やはり議員が

みずから活動されておられますように、自分の健康、自分の体は、まず自分が意識をして健康づくりに努めていくということが基本であろうと思っております。そういった意識づけを高めていくことの必要性ということは、大切であるというぐあいに思っております。

担当より答えさせていただきます。

○福祉介護課長（持田 隆昌君） 議長、福祉介護課長。

○議長（野口 俊明君） 持田福祉介護課長。

○福祉介護課長（持田 隆昌君） お答えいたします。

議員が御指摘のとおり、適度な運動が健康に非常によい、健康寿命、平均寿命も延びるという資料は示されているとおりでございます。大山町といたしましても、各分野でそれぞれが健康についての取り組みを、PR、啓発活動をしているところでございますけれども、保健事業あるいは社会体育事業等いろいろ庁内の各部局で運動にかかわる取り組みをしているところでございます。これらの部局と協議をして、検討する必要はあるのかなというふうに思ったところでございます。福祉介護課として、また検討課題として取り組ませていただきたいというふうに考えています。

○議員（14番 岡田 聡君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 岡田聡君。

○議員（14番 岡田 聡君） 終わります。ありがとうございました。

○議長（野口 俊明君） 以上で岡田聡君の一般質問は終わりました。

---

○議長（野口 俊明君） 次、9番、野口昌作君。

○議員（9番 野口 昌作君） はい。9番、野口昌作でございます。きょうは、2問について質問いたします。

最初に、減反政策の見直しと本町農業についてということで質問いたします。

政府は、1970年から始まっております減反政策を見直して、直接支払い交付金を半減する一方、飼料稲に最高で10万5,000円の手厚く助成することとして、来年の生産目標を、稲の生産目標を26万トン減らして765万トンとするということで数字を新聞等で公表しております。本町は、水田面積が約2,200ヘクタール、現在、水稲作付面積が約半分の1,100ヘクタールと、あるというぐあいに私は把握しておりますが、今後のTPPとの絡みの中で米価の値上げは考えにくく、水田農業の衰退を心配しているところでございます。

黄金の稲穂がたなびく美しい田園風景は、本町大山町の象徴であり、守り通さなければならぬというぐあいに考えております。そのためには、農業経営の安定と所得の向上を図らなければならない、これが重要であると思っております。しかし、農業は自然の影響を受け、非常に不安定であります。その中で、新しい経営感覚で、農民という経営感覚でなく、農業事業者と、農業事業者として農地集積など国の政策を見きわめなが

ら、町行政とタイアップして生産を伸ばすことがこれからの喫緊の課題であるというぐあいに思います。

TPPや国の政策変更に当たり、本町農業について町長のお考えをたずねます。

(1)といたしまして、直接支払い交付金などの見直し、5年後の減反廃止政策をどのように受けとめているか。

(2)といたしまして、飼料用米の助成拡充を本町の水田農業の安定化につなげる方策は。

(3)といたしまして、減反廃止後の水田経営のあり方をいかに考え、創造されるか。

4番目として、安定所得の確保を目指す個人、認定農業者、集落営農、農業法人の指導方針はありますか。

(5)として、生産費抑制につながる農地集積と農地中間管理機構の利用推進方策は。

(6)といたしまして、産地交付金と名称変更になる転作補助金の本町での具体的交付理念は。

7番目といたしまして、農業発展を促す新しい助成制度の考えはということで、町長の考えをお伺いいたします。

○議長(野口 俊明君) 町長、森田増範君。

○町長(森田 増範君) はい、議長。

○議長(野口 俊明君) 森田町長。

○町長(森田 増範君) はい。野口議員の1点目の質問であります減反政策の見直しと本町農業の将来ということにつきまして、7項目の質問をいただきました。各項目ごとにお答えをさせていただきたいと存じます。

まず、1点目の直接支払い交付金の見直し、5年後の減反廃止政策をどのように受けとめているかということについてでございますが、現在、国のほうでも米の政策の見直しなど行われているところであります。また、確定的な情報、状況ではございませんので、答弁しにくいところもございますが、よろしく願い申し上げます。

まず、直接支払い交付金の見直しについてでございますが、ばらまきとの批判があった米の直接支払い交付金につきましては、単価を大幅に削減した上で、平成30年産米から廃止するということになっております。また、水田の有効利用と自給率、自給力の向上を図るという観点から、産地資金の充実を含め、飼料用米等の水田活用交付金の見直し、拡充が予定されているところであります。

次に、5年後の減反廃止政策についてでございますが、行政による生産目標数量の配分がなくなり、生産者や集荷業者・団体がみずからの経営判断や販売戦略に基づき、需要に応じた米生産を行うということになります。一方で、米価格の下落や荒廃農地がふえるのは、ふえることがないのかなど、さまざまな問題が発生、予想されるところであります。今後、農業者の皆さんや農業団体、県などの関係機関と十分に議論を行い、今後の基本的な方向、対応策についてまとめ、取り組みを進めてまいらなければならないと考えております。

ているところであります。

2番目の飼料用米の助成拡充を本町の水田農業の安定化につなげる方策はということについてであります。本町では、平成25年度に約69ヘクタールの飼料用米の作付がありました。平成26年産米の生産目標数量は、昨年比5%程度減少することが予想されており、飼料用米や転作作物へのより一層の転換が必要となります。また、国の制度見直しの中でも、飼料用米の数量払いの導入が検討されているところでもあります。さらに、26年度から実施予定の産地交付金、仮称であります。これを活用して、さらなる作付拡大を図ることを検討いたしたいと存じます。

3番目の減反廃止後の水田経営のあり方をいかに考え、創造するかということについてであります。現在、減反廃止に伴う新たな米政策の見直しを国のほうで議論を進めているところであります。基本的には、担い手への農地集積が進み、米などの作物の生産コストの削減が図られていくと考えます。今後、水田をいかに活用していくかということをお農業者の方々、農業団体、県などの関係機関と十分に議論をしていく必要があると考えております。

4番目の安定所得の確保を目指す個人、認定農業者、集落営農、農業法人の指導方針はについてであります。大山町には現在、認定農業者の方が161人、集落営農に取り組んでいる組織が31団体、農業法人が15法人あり、大山町農業の中心的役割を果たしていただいているところであります。お尋ねの指導方針であります。平成22年6月に農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めておきまして、その中で専業農家の経営の指標として、年間農業所得を主たる農業従事者1人当たり350万円程度、また年間労働時間を1,900時間程度の水準を目指すとしておきまして、また、構想には、営農診断や営農改善方策の提示などを行い、地域の農業者が農業経営改善計画を自主的に作成していただくよう促すなどを定めておきまして、普及所や農協、農業委員会などと連携をして、現在取り組んでいるところであります。

5番目の生産費抑制につながる農地集積と農地中間管理機構の利用推進方策はということについてであります。新聞のほうでも多く農地中間管理機構の案件がよく出てまいっております。少し長くなりますが、説明をさせていただきたいと存じます。議員御指摘のとおり、農業の生産性向上を図るには、もう農業を事業として捉え、生産の効率化を図ることが必要であります。その支障となっている課題の一つに、農業生産の基盤である農地が効率的に集積されがたいことが上げられます。本町におきましては、水田の自己保全管理が76ヘクタールにも及ぶことや、農業委員会への賃借相談のほとんどが貸し出し相談であることからもうかがえますように、規模拡大を目指す意欲ある担い手への量的集積は充足可能な状況にありますけれども、農地を一体的・効率的に集約できるかといえば、その時々個々の農家から点在する農地を貸し借りすることとなるために、必ずしも計画的な面的集積が図られているとはいえない状況にあります。

このため、平成23年度末から開始をされましたところの国の人・農地プラン、この



制度を活用し、集落内で合意形成に基づく担い手への量的、また面的集積を図っていくためのプラン策定の推進に努めているところでありますが、11月末現在での策定集落は12集落にとどまっているところであります。このような状況の中、担い手への集積をさらに強力に推し進める方策として、今国会で農地中間管理事業の推進に関する法律が可決され、農地法、農業経営基盤強化促進法に基づく第3の農地賃貸借制度として、農地賃貸借制度として、今後の農地集積に寄与することが期待されているところであります。

本制度は、各県単位で新たに農地中間管理機構を設置をして、その機構が事前に借手を公募してリスト化をし、農家からの貸借希望地を一旦機構が借り受けて、公募者の中から適任者を選定をして貸し付けるというものでありまして、これにより複数の農家から貸し出された農地を機構が集積して、効率的に担い手に貸し出すことが可能となる制度であります。さらには、借り受けた農地の大区画化などの小規模な土地改良事業も地権者の同意を得て、機構みずからが実施できるものとなっております。

この新たな貸借制度を今後いかに本町の効果的な営農につなげていくかについてでありますけれども、農家への制度周知に努めながら、まずは農地法、基盤法、新法での貸借のすみ分けを行いまして、農地法では親子間貸借など特殊なもの、基盤法では個々の貸借が総体で合意されているもの、新法では借手の手配が個々の農家では困難なものに分けて運用することとして、徐々に新しい法律、新法へのシフト化を図っていけたらなというぐあいに考えているところであります。

ただし、この本制度には、大規模至上主義的な目線が色濃く反映をされてありまして、経済性や効率性を優先する余り、運用の仕方によっては農業、農村の多面的機能や経済性では語ることでできない地域での観光農業などが阻害されるおそれをはらんだ制度だと私は認識をいたしております。したがいまして、新制度の運用に当たりましては、これらの点に注意を払いつつ、農家の代表で組織をされます法定行政機関でありますところの農業委員会、これの積極的な関与のもとで、地域の実情に即した的確な運用に努めてまいらなければならないと考えております。

また、本制度を推進するに当たりましては、地域で話し合いを持って作成される人・農地プランと、これとの連携が不可欠であります。人・農地プランに基づく農地集積におきましても、現在策定されている12集落の人・農地プランでは、担い手への集積区域内にも、区域内に今後も自作される農地が介在し、担い手への連檐した面的集積が十分でないものも見受けられるところでありますので、可能な範囲での担い手への効率的な集約が図れるようなプランの情勢とプラン策定集落への拡大推進に努めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、農業者の高齢化や後継者不足などを背景に、農地の利用率は今後も低下することが危惧されるところでございますので、新たな中間管理機構を活用した担い手への効果的な農地集積を図るため、関係機関との連携を深めて取り組みを進めてまいりたいというぐあいに考えるところであります。

6番目であります産地交付金と名称変更になる転作補助金の本町での具体的交付理念はということではありますが、産地交付金に名称変更となりましても、基本的には現在の産地資金での交付対象といたしております作物への助成が基本となると思って考えております。産地資金では、ブロッコリー、ネギ、その他野菜、地力増進作物への助成を行っております。また、ソバ、菜種につきましては、地域や農家ごとの取り組みに差が大きいこと、産地における創意工夫を生かすため、産地交付金に移行されるような状況がございます。いずれにいたしましても、産地交付金を活用して飼料用米の多収性品種の導入支援など、産地づくりに向けた取り組みをさらに行う必要があると考えております。

最後に、7番目の農業の発展を促す新しい助成制度の考えはということではありますが、本町におきましては、これまでもがんばる農家プラン事業、耕作放棄地再生事業、次世代農業梨ブランド創出事業あるいは畑かん等の農業振興に係るさまざまな事業に積極的に取り組んできているところであります。今後も、国、県の事業を活用しながら、担い手の確保のための親元就農支援あるいは循環型森林資源活用計画の具現化を進めて、農家所得の向上や肥沃な農地の創造等農業振興に取り組んでまいりたいと存じます。よろしくようお願い申し上げます。長くなりまして申しわけありません。

○議員（9番 野口 昌作君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 野口昌作君。

○議員（9番 野口 昌作君） ただいま答弁いただきましたが、非常に詳細にわたっての内容で、これで安心して新しいプランに向かっていけるのではないかとというぐあいに考えたところがございますが、最初にですね、最初の1番目のですね、1番目の回答の答弁の中にございました。今後、農業者、農業団体、県等と十分に議論を行い、今後の基本的方向、対応策についてまとめていく必要があると考えていますというようなことでございますけれども、この中に農林振興審議会というのが、町の農業を発展させることを審議する農林振興審議会というようなものが町には設定してあるでないかというぐあいに思うわけでございますけれども、これらに、農林振興審議会等について、審議会について、これまででもいろいろと諮問したりとか、そういうようなことでやられたことがありますか。また、今後もそれらを活用していくという考え方がございますか。まず最初にこれをお尋ねいたします。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） はい。農林振興審議会というふうにおっしゃいました。詳細については担当課より答えさせていただきたいと思いますが、一番最後に、7番目の質問の中でも答えさせていただきました中で、循環型森林資源活用計画ということにつきまして策定をいただいております。これが先ほどおっしゃった審議会の活動の中での計画の策定した中身であると、活動の状況であるということでもあります。

それから、先ほどの一番最初の取り組みの中での関係機関ということでもあります。農

業の関係、特に水田関係では、これまで農業再生協議会がございまして、そちらのほうで転作の関係等々を進めてきた経過があります。今後、その組織が国の制度の中でどのようになるのか不確定のところがありますけれども、そうした関係機関集まっての協議の中でのいろいろな農業振興施策の取り組み、特にこの国の制度が出てくるわけでございますので、必ずプラン策定等々をしていかなきゃなりませんので、この関係機関の中で実施をしてるということになると思っております。

詳しいところを担当のほうより少し述べさせていただきます。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（山下 一郎君） 議長、農林水産課長。

○議長（野口 俊明君） 山下農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（山下 一郎君） 大山町の農林振興審議会につきましては、条例で定めた条例委員さんということで設置がしてあります。町長が先ほど答弁いたしましたように、合併以来初めてではございましたけれども、循環型森林資源活用計画というものの作成に当たりまして諮問を受けたところで、あっ、答申を受けて作成をしたところでございます。議員が言われますように、今後の農業のプラン策定に当たりましては、やはり根幹部分については、そういった審議会の場で検討いただくということが本筋であろうかと思っておりますので、米の関係につきましては、大山町再生協議会というものが国、それから県、それと町という形で経営体的な組織をつくっておりますので、転作関係等についてはそちらのほう为主体になろうかと思っておりますけれども、農林水産業全般のことについては、先ほど申し上げましたような形で、今後も審議会等について検討していただくような方向で進んでいきたいというふうに考えております。以上です。

○議員（9番 野口 昌作君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 野口昌作君。

○議員（9番 野口 昌作君） わかりました。農林振興審議会のほうも、いろいろと意見を聞かれて進めてまいられたがいいではないかというぐあいに思ったりします。

2番目の質問の飼料用米の助成拡充、本町の水稻農業の安定化につなげる方策はということでございまして、この中では産地交付金を活用するというぐあいに答えてありますが、産地交付金を、結局産地交付金というものが野菜等にも配分されていくと思えますけれども、この飼料用米には、どの程度の拡充というような考え方でおられますか。もしもそういう考え方があったら、まだということだと結構でございますけれども、そういう腹づもりでもあったらお尋ねさせていただきます。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 飼料用米についての助成の制度、金額のことかなと思います。担当より答えさせていただきます。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（山下 一郎君） 議長、農林水産課長。

○議長（野口 俊明君） 山下農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（山下 一郎君） 今、国のほうで検討されています内容につきましては、飼料用米につきましては、25年度、本年度までは定額で反当8万円ということでしたが、26年度以降につきましては数量払いということで今、計画をされております。基準単収、そこを中心に最低で5万5,000円、それから収量がふえるに当たりまして最大で10万5,000円ということでの数量払いが導入をされるという今、計画になっております。それで、産地交付金につきましては、この飼料米の品種の導入に当たりまして増収が見込める品種、そういったものに取り組むということに対して、反当1万2,000円の助成をするということが今、計画をされております。

ちなみに、鳥取県におきましても知事特認というような制度がございまして、鳥取県に合った増収が見込める品種、それを特認事項ということで決まれば、その品種に対しての1万2,000円の交付ということにもなるかと思えますけれども、これについて、品種等についてはまだ確定したものにはなっておりませんが、今、県内で一番多く作付されてます日本晴れ、そういったものが今度特認になるのではないかというような話も聞いております。今の現状はそういったところでございます。

○議員（9番 野口 昌作君） まああの……。

○議長（野口 俊明君） 議長の許可を得てから発言してください。

○議員（9番 野口 昌作君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 野口昌作君。

○議員（9番 野口 昌作君） 今の答弁にありましたようにですね、飼料用米については、これからいろいろと決定していくことがあるかと思えますけれども、恐らく非常にふえていくというぐあいに捉えておりますので、どうかその点を優遇していただきますようお願いしたいなど、お願いって、優遇して農業発展を図っていただきたいというぐあいに考えます。

その次が4番目の指導方針はということでございます。認定農業者が161人、集落営農が31団体、農業法人が15法人ということを知りましたが、集落営農の取り組んでいるところも31団体ということは、非常に少ない集落営農だなというぐあいに捉えたわけがございまして、もっと集落、1集落が1集落営農だというぐあいに考えれば、これももっと進めていかなければいけないでないだろうかというぐあいに思ったりします。また、認定農業者、これは161人ということでございますが、認定農業者については、水田がある程度の面積がある集落については、大体1人以上がおられるかということをお尋ねします。

それから、この4番目のことで、普及所、農協、農業委員会と連携して現在取り組んでいるところでありますということでございますが、このですね、やっぱりこういう制度、本当に減反政策がなくなっていく、農業をですね、事業としてやっていかなければ

成り立っていかないような時代になる大きな変換期でありますから、こういう私は指導をということを言っておりますけれども、この指導方針という中で、やっぱりそういうような説明会とか講演会とか、そういうのをいろいろと水田農業者の方、またそのほかの農業者に伝えながら、そして有利な方法で合理的にやっていくような判断をされる材料を指導していただきたいなというぐあいに考えたりしますが、その点どうでしょうか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 担当のほうからもお答えさせていただきたいと思っておりますけれども、水田をいかにして活用していくかということの中の取り組みの中で、このたび国のほうからいろいろな集落営農等々の話が出てきたと思っております。特に大山町においては、米もそうですけれども、野菜、ブロッコリーとかネギとか飼料作物であったりとか、水田においてのいろいろな他作物への活用も非常に多くされている状況もあります。そうした現状を踏まえる中で、集落営農への推進も図っていくということかなと思っておりますし、あわせて国の制度がしっかりと出てくることによって、そういったことへの支援措置等々も出てくるのではないかと思います。今明らかにされている状況ではなかなかないものですから、人・農地プラン、そうしたものを中心とした取り組みの中で推進を図っていくことになろうと思っております。

少し補足のほうとして担当より答えさせていただきます。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（山下 一郎君） 議長、農林水産課長。

○議長（野口 俊明君） 山下農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（山下 一郎君） まず、認定農家の方が各集落におられるかという御質問でございました。詳細については把握をしておりませんが、今現在161名ということでございます。水田農家の方も認定農家になっておられる方もたくさんございますので、おおむねの集落で認定農家の方がおられるのかなとは思ってるところでございます。

それから、説明会等を行うようなことはないかということでございました。こういった基本構想等も、これは平成22年で定めた部分でございますけれども、内容につきましては、それ以前から定めてあったものを一部変更したということもございます。大山町のほうでは、当初は500万円以上の農業所得を目指す農家の方を認定農家にしていくということでございましたけれども、今の農業情勢の中でそこを目指すということがなかなか実現困難だということもございまして、見直しの段階で350万を目指す農家を認定農家にしていくということで変更をしたところでございます。

こういった内容につきましては、普及所等にお世話になりながら、農業経営の改善計画を皆さんで立てていただく。そういったものの中に、農業所得の向上でありますとか、それから労働時間もやはり農家が非常に長時間労働というイメージがございまして、年間1,900時間を目指すような、そういった農業を目指す方を認定農家という位

置づけにするというような制度でございます。議員がおっしゃられるような形の、全員を集めたような形での説明会ということはなかなか困難ではあるかと思えますけれども、機会あるごとにこういった内容については周知を図っていきたいというふうに考えております。

○議員（9番 野口 昌作君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 野口昌作君。

○議員（9番 野口 昌作君） 5番目の生産費、生産費抑制につながる農地集積ということでございますが、ことですね、答えていただきましたが、農地集積につきましては、町長も御存じのとおり、今、地域の活力創造本部というのがつくられておるようでございますが、政府の中ですね。この中で、今後10年で全農地の8割を大規模農家に集約するというようなことが言われておりますし、それから2013年、ことしの補正予算に農地集積バンクに400億円の予算を盛り込むというようなことも出ておまして、非常にこの集積ということが重点に置かれているようでございます。この集積について、いろいろなことがあるようでございますけれども、1点ですね、どこだかいな、ええと……。ええとですね、そういうようなことがあるようございまして、これについてはぜひ力を入れて進めなければいけないのではないかというぐあいに思ったりしておりますので、この点の取り組みも十分に強化していただきたいというぐあいに考えたりするところでございます。

それから、7番目にですね、農業の発展を促す新しい助成制度の考え方についてということですね、お尋ねいたしました、この中でですね、がんばる農家プラン事業とか耕作放棄地再生事業、次世代鳥取梨ブランド創出事業とかがあるということございまして、いろいろと事業を行ってあるわけでございますけれども、私はですね、それらに加えてですね、このやっぱり新しくですね、大山町が重点作物として推進、栽培を推進していく作物等についての農業共済制度とかですね、それから飼料米の推進の中で、家畜、子牛なんかでもございますが、これらですね、奨励貸与制度といいますか導入補助といいますか、そういう制度でも思いついて大山町ですね、農業発展というものを進めていきしてほしいなというぐあいに考えるところでございますが、こういうような事業についてはですね、急なことでございますので今すぐということにならんかもしれませんが、考えてもらわなければならないというぐあいに思いますが、その点どういうぐあいに思われますか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 農業共済という話もございました。どの品目をどのようにというぐあいになのかなとうぐあいに思いますが、果樹のほうの関係につきましては、特に梨等、非常に台風の被害も心配されますし、以前に選果機導入の際にも、今後の梨生産農家の振興等々を含めたということで共済補助率の格上げをしたりさせていただ

た経過があります。飼料米という話もございましたけども、いずれにしても国との制度、あるいは県との制度の絡みをしながら、そうした生産振興等についての助成制度は関連づけながら充実していけたらなと思っているところであります。いろいろな今現在非常に激しい農政の変革を国のほうで今検討されている状況でありますので、それに対しての見合った事業、補助制度、そうしたものをしっかりと活用しながら展開をしてまいりたいというぐあいに思っているところであります。

あわせて、先ほども少し触れましたけれども、親元就農の取り組みにつきましても、各方面からの働きかけや国のほうへの働きかけを直接行ったりというような状況の中で、26年度に向けてこうした制度が新しく加わってくるということも今情報として入ってきておりますので、さらに国のほうへの現場のほうからの要請として伝えるものをしっかりと伝え、新しい制度の中に組み込まれていかれるように努めてまいりたいと思いますので、またいろいろな現場からの情報や提案として賜りたいと思います。

○議員（9番 野口 昌作君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 野口昌作君。

○議員（9番 野口 昌作君） 次の質問に入りますが、次の質問といたしまして、まちづくりの政策の指導方針と活動助成についてということでございます。

平成22年に各集落からまちづくり委員を選出していただき、旧小学校単位で10の地区会議をつくり活動を展開してきた経過の中で、本年度モデル事業が実施されております。モデル事業とは、町がまちづくりの方途を標榜し、これから取り組んでいく事業などをモデルとして取り組むことを目指すものと思っております。当初と補正で住民自治組織育成支援事業補助金、当初予算と補正予算とで補助金が725万円ほど予算化されました。この事業効果について質問いたします。

まず第1番目としまして、住民自治組織育成とは、各集落の自治組織があるが、その上に旧小学校区で自治組織を育成することを目指すものかということが第1点でございます。

2番目といたしましては、400万円の補助を受ける組織がありますが、町がまちづくりのこれから先の方途を標榜し、広めたいモデル事業を実施しておられるというぐあいに思ったりいたしますが、この中で、広めたい事業、ここがモデルとしてやった事業の中でこういうことをぜひほかの地区でもやっていただきたいというものを教えていただきたい。

それから3番目として、どの事業も広めたい事業とは思いますが、今後各地区で地区会議で要望すれば予算化をしていただけるかということをお尋ねいたします。

○議長（野口 俊明君） ただいま野口議員の一般質問の最中ですが、最大限12時11分まで持ち時間が行くと思います。11分まででありますので、このまま昼も終わらない場合は延長して、11分には終わる予定でありますので、延長をしていきたいと思えます。終わるまで延長していきます。

そういたしますと、町長、森田増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 野口議員より2点目の質問であります、まちづくり政策の指導方針と活動助成についてということにつきましてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の、住民自治組織育成とは、各集落の自治組織があるが、その上に旧小学校区で自治組織を目指すものかということについてであります。

常々申し上げておりますように、私は、地域のコミュニティーの基本になるところは集落であると考えております。その活性化に努めているところでございます。しかしながら、集落の中には人口の減少や高齢化のために従来のように機能しないところも出てまいっておりますこと、また集落だけでは解決できない、隣接集落や広域的な地区で取り組むニーズも高まっているところでもあります。そのため、これを補完するためのシステムとして、より広域的なエリアでの組織の機能化と強化を図ることもまた喫緊の課題であると認識しているところであります。現在、町内10地区の旧小学校区をそれぞれの単位として、それぞれ住民の皆様が地域自主組織設立に向けた取り組みを進めていただけるように支援を行っているところであります。

2点目の、400万円の補助を受ける組織は町がまちづくりの方途を標榜し広めたい事業を実施しておられると思うが、広めたい事業はどんな事業であるかということについてであります。町では、地域自主組織の成果や課題を検証するために地域自主組織の設立、普及促進モデル事業を創設し、要件に該当する場合に組織の立ち上げや運営に係る経費を補助しているところであります。400万円の補助は、この制度による支援のうちまちづくり地区会議を発展させて住民主体の地域自主組織を設立し、各集落、各自治会とも連携をしながら拠点となる施設を活用して地域づくりに取り組むための移行地区と認定された場合に初めて対象となるものであります。現在、高麗地区のふれあいの郷かあら山がこれに該当してございまして、地域自主組織の成果や課題を検証するためにこの補助を受けて活動を行っているところであります。ちなみにふれあいの郷かあら山では、お茶や軽食が提供されるサロン事業、介護予防などの健康づくり事業、子供たちが自由に遊べる高麗キッズ、地域の大切なものを展示したり史跡をめぐったりするお宝探し事業などのいろいろな取り組みを進めておられます。

広めたい事業ということですが、今述べましたふれあいの郷かあら山での事例以外でも、例えば幾つかのまちづくり地区会議では、まちづくりの一環として地域の清掃活動やふれあい祭りなどの取り組みが行われているところでもあります。また、さまざまなメニューを組み込んだ防災訓練や防災フェアを実施された地区会議もございませう。これらの活動は集落、自治会で個別に行われる場合もございませうけれども、地域で連携して行うことによって、さらにそのレベルが上がり、効果も大きくなるということでございますので、ぜひ広めていきたいものであります。また、そのような段階を経て、



集落や自治体と連携を深めながら、強めながら住民主体の地域自主組織を立ち上げられ、その力が高まれば、地域の課題解決に向けてさらに幅広い公共的活動や事業もお世話になれるものと考えているところであります。

3点目の、どの事業も広めたい事業と思うが、今後各地区会議で要望すれば予算化されるのかということについてであります。

先ほどはふれあいの郷かあら山のような移行地区に係る場合の補助金につきまして御説明を申し上げました。モデル事業のメニューには、これ以外にも移行地区を目指すまちづくり地区会議の活動を年間30万円を上限に支援するものもございます。今年度はこれに6つのまちづくり地区会議が取り組んでいただいているところであります。なお、現在のモデル事業の実施の期間は平成26年度までとなっておりますので、状況を見ながら新年度予算の中で必要な予算を確保してまいりたいと考えております。また、27年度以降につきましては、その時点での地域自主組織設立の状況やまちづくり地区会議の状況などを踏まえて議会の皆様とも御相談をしながら方向性を定めてまいりたいと存じます。

以上で答弁にかえさせていただきます。

○議員（9番 野口 昌作君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 野口昌作君。

○議員（9番 野口 昌作君） 最初にお尋ねしたいのは、今、町長、きのうから自主組織という言い方をされておりますけれども、予算書には自治組織というような書き方がしてあったように考えたりしております。自主組織か自治組織か、その辺の考え方がどちらが正しいか、どちらを考えておられるかということをお尋ねいたします。

それから、400万円の補助を出しているところでは、サロン事業、介護予防などの健康事業、子供たちが自由に遊べる高麗キッズ、それから地域の大切なものを展示したり史跡をめぐったりするお宝探し事業等というようなことで400万円というようなことが支出されるということは、こういう事業を自己負担なしに、全て材料等についても公費の中で出してやっておられるかということをお尋ねいたします。まず2つお願いいたします。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 質問につきまして、担当より答えさせていただきます。

○企画情報課長（戸野 隆弘君） 議長、企画情報課長。

○議長（野口 俊明君） 戸野企画情報課長。

○企画情報課長（戸野 隆弘君） 2点の御質問についてお答えいたします。

町長の答弁、現在育成しております地域自主組織という言葉で一般的に我々も使っております。予算書のほうで地域自治組織というふうになっておることでもありますけれども、意味としては同じ意味で使っております。予算書のほうで自治組織と書いてお

りますけど、表記がそのように違っておりますが、同じ意味でありますので御理解いただきたいと思います。

それと、先ほど、現在かあら山で行われております幾つかの事業、それについて公費を使っているがということをごさいますけども、そのとおりでございます。この現在のモデル事業で狙っておりますのは、町長答弁にありましたように、地域自主組織の成果や課題を検証するということでもあります。今そういう組織を各地区に立ち上げに向かってそれぞれ進めていただいておりますが、そういった地域自主組織が設立され、さらにその力をつけていただく中で、将来的には地域の公共的機能を各いろいろな事業についても果たしていただくということを期待しておりますので、現在はその過渡期ということで御理解をいただきたいと思います。

○議員（9番 野口 昌作君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 野口昌作君。

○議員（9番 野口 昌作君） それと、この組織の問題についてきのうから盛んに質問されているわけですが、私はこの組織についていろいろと考えてみますに、私もこの組織にかかわっておりますから、そういう中から考えてみますに、結局区長さん方とこの組織とかがどのような連携をするかということが一番重要だというぐあいに考えておりますが、いわゆる区長会の中にそういう地域を考える会というものを設けて、その区長の諮問に答えたり、そしてその区長が考案すること、また地区会議が一緒に考案しながらそれを実行する部隊としてそういう会議というものをつくっていくべきでないかなというぐあいに思ったりするところがございます。何いいたしても、答えの中には、地域のコミュニティーが非常に薄くなってきている、自分の集落だけでは維持できないような集落ができてきているから、それを助け合おうというような目的が大きな目的であるようでございます。そうしますと、これまで20個あった集落が今現在10個になっているというような集落があると思しますと、そういう集落を何らかの形で助けなければいけないというようなことになるわけございまして、その集落がどういうことを助けてほしいか、どういう状況にあるかということ进行分析し、話をするのは区長会でないとなかなかできないでないかと思ったりします。地区会議、各集落から選ばれて、こういうことがあるということも訴えても、ならそれをどうしようかということを考えれば、それは区長の許可を得、区長に話をし、そして実行していかねばいけないということになりますから、区長の下部機関としてそういうまちづくり会議というものを設けて、その中で区長とともに考え、そして実行するのは、体育、私たちのとこ体育委員というのがありまして、体育委員で運動会なんかの実施を話をし上中山地区の運動会も実施するわけでございますが、そういうような取り組みの仕方をしてですね、はっきりとした、そしてですね、きのう米本議員の質問の中でですね、公民館的なところとも一緒になりながらですね、そういう機能を果たしていくことも考えるということ町長も答弁されておりますけども、そういう中で、やはりまた旧校区単位でござ

いますけども、まずは旧校区単位で考えますが、私も思いますのに、いろんな条件の違う集落がございますけども、その似通った集落はそういうような話をしたが話がしょむでないかというぐあいに思いますけれども、各集落です、そういうことの区長を頂点とする会議に切りかえていくというような方法を考えていただきたいというぐあいに思います、その点どうでしょうか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。時間が2分ほどです。

○町長（森田 増範君） 担当課から答えさせていただきたいと思いますが、特に区長さん、自治会長さんとのかかわり、位置づけ、ふれあいの郷かあら山の事例が参考になろうと思いますので、述べさせていただきます。

○企画情報課長（戸野 隆弘君） 議長、企画情報課長。

○議長（野口 俊明君） 戸野企画情報課長。

○企画情報課長（戸野 隆弘君） 区長会あるいは区長さんとのかかわりということでの御質問でございます。

まちづくり委員は各集落から、区で委員さんを選んでいただいて、まず出ていただくということで、区内の了解を得ていただいている委員さんでございます。それ以外にもそれぞれの地区会議で必要と認めた場合にはその他の委員さんも入っておられますけども、基本は各区から選出された委員さんでございます。それで、当然でございますけども、まちづくり委員さんは活動の状況等については区に必要なに応じて報告をされて、あるいは協議をされておるものと考えております。

かあら山の事例でいいますと、今組織ができとるわけですが、区長さんを中心で評議委員会ということで位置づけておりまして、先般も合同の会議がございましたけども、活動の報告をして、区長さんの御理解、御了解を得るという形で、区長さんとは必ず連携して取り組みを進めていただくということは各地区の会議にも共通しているところでございます。以上です。

○議員（9番 野口 昌作君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 野口昌作君。

○議員（9番 野口 昌作君） かあら山の事例がありましたが、かあら山では結局地区会議というものは解散してるということですか。かあら山の地区会議は解散してるということですか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 現在は地域自主組織という位置づけの中で、かあら山が活動していて、まちづくり地区会議という存在は今ございません。

○議員（9番 野口 昌作君） 終わります。

○議長（野口 俊明君） 勝手に席を離れないでください。

そうしますと、野口昌作議員の一般質問はここで終わりました。

---

○議長（野口 俊明君） 昼を回っております。午後からの再開は1時15分といたします。休憩いたします。

午後0時11分休憩

---

午後1時15分再開

○議長（野口 俊明君） 再開いたします。

次、13番、岩井美保子君。

○議員（13番 岩井美保子君） そういたしますと、早速でございますが、1項目だけ通告しておりますので、質疑のほうに入らせていただきます。

下水道建設の計画と整備の推進についてということで、花街道は整備が進んでいないが、今後の計画はということで町長にお尋ねいたします。よろしく願います。

○議長（野口 俊明君） 町長、森田増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 岩井議員より下水道建設の計画と整備の推進についてということで御質問いただきました。お答えをさせていただきたいと存じます。

まず、本町におきます下水道事業は、昭和58年から公共下水道事業と集落排水事業で整備を行い、平成19年に施設整備を完了し、供用開始しているところでございます。

御質問の花街道線は整備が進んでいないが今後の計画はということについてでございますが、花街道線には名和小学校前の信号機のある交差点より150メートルほど南側まで下水道の排水管を埋設しており、その南側については排水管の埋設はいたしておりません。その理由として、当時のこの区域の下水道を整備しているときは家が余り建っておらず、家と家との距離があり、排水管の整備ができなかったということが上げられます。今から下水道の排水管をこれより南側に埋設することについてでありますけれども、宅地造成などある程度の規模の整備計画がなされるなどの条件があれば下水道計画の見直しも可能となりますが、今の状況では排水管を埋設する費用などのことを勘案すると難しいと考えているところであります。当該地域の要望あるいは計画、また民間活力など参考にさせていただいて考えたいと存じます。

以上で答弁にかえさせていただきます。

○議員（13番 岩井美保子君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 岩井美保子君。

○議員（13番 岩井美保子君） 答弁いただきましたが、こういう答弁だろうと思っておりました。それで、大山町の総合計画というので後期基本計画というのが平成23年度から27年度にかけてということでございまして、これができたのは現町長さんが就任

されてからだと思っております。その中の28ページに下水道のことについて整備のことが上がっております。本町において、公共下水道事業、集落排水事業による施設整備は平成18年度で完了し、名和地区の一部で平成8年度から稼働しているコミュニティープラントについては将来的に公共下水道に施設を接続しますということと、それから今後は施設の老朽化がますます進むことから維持管理費の軽減を図りながら施設の長寿命化を図る方策を検討する必要がありますということが上がっております。それで、地理的条件、効率性の面から、合併処理浄化槽の設置が望ましい地域においては、その整備を推進していく必要がありますということになっておりますので、この花街道においては合併処理浄化槽に限られているようでございます。それは花街道の皆さん方には、その付近の皆さん方にはそういうことの推進がしてありますでしょうか、一つお尋ねいたします。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 状況について、担当より答えさせていただきます。

○水道課長（白石 貴和君） 議長、水道課長。

○議長（野口 俊明君） 白石水道課長。

○水道課長（白石 貴和君） お答えします。岩井議員さんからの質問でありますけれども、まずこの地区でありますけれども、合併処理浄化槽でということがありましたけれども、町長の答弁のほうにもありましたように、宅地造成などある程度の規模のその土地の計画というものがあるならば、それはやっぱり考えていかないけんということだというぐあいに考えております。

それと、合併浄化槽についての広報等ということですが、これは以前、広報などによりまして、合併処理浄化槽、これは町のほうが設置するに当たりまして補助金を出しますよということも出したりしております。これからも合併浄化槽については広報等での周知を図っていきたいというぐあいに考えております。

○議員（13番 岩井美保子君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 岩井美保子君。

○議員（13番 岩井美保子君） 課長のほうから詳しくお聞きしたんですけど、私、この間、ちょっとその花街道のほうに出かけまして話を聞かせていただきました。自分が家を建てるときにこの下水道を取り入れてほしいということを再三お願いしたにもかかわらず、できないということだったと。それで自分は浄化槽にしたんだけど、何で今さら今度は下水道引くだというような意見を言われましたんです。でもね、それは将来統合する可能性でもありますので、公共下水道につなぐときにはやっぱり管をいけんとなつなぐことはできないと思いますので、そういうことも話したりしまして、その方は、今、課長さんはかわっておられるんですけど、以前に自分は13年前に家を建てる時に常にお願ひしてきたと。何遍もお願ひしたけど通してもらえなかった。だったら費用

は自分が出すけん掘らせてごせと言ってもいけませんでしたと。それで下につながせると言ったんだけどだめでしたということを言われました。ですから、もう合併浄化槽にしとられる方はそれでいいんですが、まだまだそこまで進んでない方がたくさんあるようです、南側は。ですから、それを本当にきちんとやっていくことと、それから今後、若者定住だとか集合住宅だとかということが、あの通りは、これから名和はメインですよ。メインの通りになると思いますよ、あそこは。ですから、下水道が通ってないということで本当に人が入らんようになってしまうんじゃないかという気がしてなりません。以前私、保育所問題のことについて副町長さんに、副町長さん、あそこ、信号より上のほうに保育園は欲しいんですけどって言いましたら、あそこは下水道が入っちゃらんでなということを言われました。ですから、やっぱり若い人や皆さんが入りたいと思いましたら、生活環境が整ってないと入らないですよ。ですから、そういうことも勘案して、この総合計画の中の基本計画に27年度までの計画が上げてあるんです。町長さん、これ27年度までに基本計画で上がっております。やるでしたら今じゃないでしょうか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 岩井議員より、現場の方の話も伺ってるという話をいただきました。おっしゃいますように、13年前ということで、お願いしてもできなかったということ、そうした過去の経過があるということであります。このたびも最初の答弁のほうにも加えさせていただきましたけれども、おっしゃいますように、私もこの名和インターチェンジの関係の中で、特に保育所の建設、この建設については、特に小学校、中学校、保育園、あのエリアを、本当に保育所をあそこに持っていくことによって非常に将来に向けてのいろいろな発展性のあるエリアになっていく、文教のエリアになっていく、定住化のエリアになっていくというような思いを持ちながら取り組みを進めてまいった経過があります。おっしゃいますように、今後の定住等々を進めていく中で、あの小学校、中学校、保育園がある、あるいはトレセンに向かう、そのエリアの状況というのは、定住化に向けての可能性のあるエリアに変わってきているというぐあいに思っております。ただ、先ほどおっしゃいますように、以前からの経過もあっております。やはりその地域におられる方々がそうした思いを地域の声として出していただいたり、そこに民間の方々の計画が入ってきたり、そうしたものが見えていく中では下水道の整備ということのこのたびの提案、それは私は可能性としてあると思っております。ただ、今の状況の中で町のほうから進めていくということにはなかなかならないではないか。でございますので、議員、そうした思いがあるとするならば、あるいは関係の方々といろいろなお話し合いがあるとするならば、その地域の方々とそうした同意や思いや賛同を地域のプランとして、あるいはそこに民間の方々の力が入るならば、なおそうした計画を一つの前提といいますか、柱としながら行政のほうに逆に要望、提案していただけたらというよ

うに思うところであります。今の状況では、思いとしてはわかりますけれども、なかなか具体的なことがわかりませんので、なかなか一步前に進められないのかと。ただ、先ほど課長も申しあげましたように、そうした動向の中で非常に魅力のあるエリアになってきておりますし、そうしたまちづくりをしていかなければならないと思っております。よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○議員（13番 岩井美保子君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 岩井美保子君。

○議員（13番 岩井美保子君） 今いいお話を聞かせていただきましたですが、1点だけ私もちょっと疑問に思っていることがあります。それは、高速道路がつきましたので橋がかかってしまいましたですね。そうしますと、橋より上のほうの人はまだまだ下水道の浄化槽などもつけていない家庭が多くあるんだそうでした、ですから、そういうことを考えますと、ずっとトレセンまで続けていきほしいなと思っているんですが、国交省との関係は、それこそ橋をくぐらせるというようなことが下水でできるんでしょうか、追加ですよ、ということも私は頭の中に入ってるんですけど、それはどうでしょうか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 工法のことでするので、担当より答えさせていただきます。

○水道課長（白石 貴和君） 議長、水道課長。

○議長（野口 俊明君） 白石水道課長。

○水道課長（白石 貴和君） 失礼します。国交省の山陰道のところに花街道線に橋がついたということでもありますけども、今さっきまで話をしておりましたところは公共下水道の名和处理区のほうになります。公共下水道の名和处理区のほうが小学校の交差点のところの南側に150メートル付近までは下水道の本管が行っておりまして、そこから山陰道をまたぐ町道の橋、そこまでを行かせて、橋を渡って、トレセンあたりまでですか、そのあたりまで行かせるということでもありますけども、この橋をまたぐということにつきましては、まず国との協議、橋に添架することができるかということが必要になってきます。その協議がどうなるかというのは、まだこちらのほうもそういう計画があるということを国のほうにも言っておらん状況ですので、それはちょっとまだわからないということがあります。ただ、山陰道から南側のあたりの人を下水道につなぐということにつきましては、これが集落排水の名和处理区のほうが東谷の付近から坪田のほうにおりるとということもありますので、そちらのほうにつないでいくということが考えられます。ですから、花街道線の山陰道の橋から南側と北側とで公共下水道のほうに接続する、上側は集落排水事業のほうに接続するというようなことはできるというぐあいに思っておりますけども、ひとつ集落排水事業でそこをつなぐということについては、かなり延長が伸びるとということもありますので、これもまた費用がかかるということがあります。以上です。

○議員（13番 岩井美保子君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 岩井美保子君。

○議員（13番 岩井美保子君） 詳しくお聞かせいただきましたので、話がわかってきました。

それと、コミュニティープラントについては将来的に公共下水道の施設に接続しますということが基本計画で上がっておりますが、そのことはどこのことでしょうか。そのコミュニティープラントというのがあるところはどこでしょうか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 担当より答えさせていただきます。

○水道課長（白石 貴和君） 議長、水道課長。

○議長（野口 俊明君） 白石水道課長。

○水道課長（白石 貴和君） コミュニティープラントのことについてでありますけども、これは御来屋の駅の東側のほう、ひかりがおかの団地のところに、あれはちょうど踏切があるんですけども、そこの変電所の反対側に浄化槽がありまして、そこをコミュニティープラントというぐあいにしておりますけども、平成22年度に公共下水道のほうにつなぎかえをしております。以上です。

○議員（13番 岩井美保子君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 岩井美保子君。

○議員（13番 岩井美保子君） じゃあ、ほかにはないということですね、そこだけで。はい、わかりました。以上で終わります。

○議長（野口 俊明君） これで岩井美保子君の一般質問は終わりました。

---

○議長（野口 俊明君） 次、2番、大原広巳君。

○議員（2番 大原 広巳君） そういたしますと、2つの問題につきまして一般質問を行いたいと思います。

まず1つ目です。人・農地プランについて、午前中に野口議員さんも詳しく聞かれておられましたのでかぶっているところもあるとは思いますが、聞いていきたいと思えます。

TPP問題を抱えて先を見通せない状況の中ですが、農地保全は避けて通れない問題です。農業町である私たちの今後のあり方を考える最後のチャンスと考えます。24年度から始まったこの事業について、現在の進捗状況や今後の取り組みなどをお聞かせください。

○議長（野口 俊明君） 町長、森田増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。



○町長（森田 増範君） 大原議員より、人・農地プランにつきまして、まず1点御質問いただきました。お答えをさせていただきたいと存じます。

国は、持続可能な力強い農業を実現をしていくために、新たな農業政策として、平成23年度末から人・農地プラン、この事業をスタートさせたところであります。この人・農地プラン事業とは、農家の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などといった人と農地の問題を解決するために、集落、地域の徹底した話し合いによって、地域の中心となる経営体、個人、法人、集落営農、これを特定して、その経営体への農地の集積計画や地域農業のあり方を計画するものであります。

まず、現在の進捗状況であります。県内におきましては、平成25年6月末現在で県内全ての19市町村において策定されました。本町におきましても、平成24年度から事業説明会、アンケート調査を行い、これまで3回の検討会を重ねて、平成25年11月末現在で160集落中12集落でプランが策定されたところであります。その中で、今後の地域の中心となる経営体は4法人を含む17名が、そして経営体へ協力する農業者は52名がプランに位置づけられているところであります。

次に、今後の取り組みについてでございますが、現在は農地の受け手となる新規就農者がいる集落のほか認定農業者や集落営農の組織化を手がける一部の集落でのプラン策定にとどまり、町内全域への広がりには至っておりません。今後はプラン策定集落の拡大及び内容充実に向け先進的な情報、また県内市町村の特徴的な動き、集落営農の組織化や新規就農者の定着支援などの施策を踏まえ、また新たに設置される農地中間管理機構などの関係機関と連携を図りながら推進してまいりたいと考えているところであります。

以上で答弁にかえさせていただきます。

○議員（2番 大原 広巳君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 大原広巳君。

○議員（2番 大原 広巳君） 町長の答弁の中で、12集落の策定にとどまっているということでした。プラン作成のスピードが鈍いように思いますが、プランを作成する集落がふえていかない理由を何か具体的に知っておられましたらお教えください。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 現場の状況でありますので、担当より答えさせていただきます。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（山下 一郎君） 議長、農林水産課長。

○議長（野口 俊明君） 山下農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（山下 一郎君） 議員御指摘のとおり、160集落の中の12集落ということで、まだまだこういったプラン策定に至っていない集落がたくさん多いということでございます。その原因といたしましては、この制度自体が直接的にこのプランを作成して直接的に農家の皆さんに即影響があるという部分が当初少ないという考え方もございまして、集落での取り組みが非常に遅かったということもあ

ろうと思いますし、また、大山町におきましては、本来他町村に比べまして認定農家の方も大変多いですし、ある程度の農地の集約化というものも自主的に進んでいる町だということもございまして、特段のプランを策定しなくてもそれぞれが自主的にやっておられるというのがまず大きな原因かと思っております。そういったことがありますけれども、午前中の野口議員の質問の中にもありましたように、今後中間管理機構が動いていくということになりますと、やはり人・農地プランに位置づけられた方に農地が集約をしていくというような制度になっていきますので、今後についてはこの取り組みについても進んでいくのかなというふうに考えておるところでございます。以上です。

○議員（２番 大原 広巳君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 大原広巳君。

○議員（２番 大原 広巳君） なかなか進まないという理由の一つに、まちづくりの問題でも話が出ておったように、集落それぞれが少子高齢化で若い人が少なくなっていく中で担い手が少なくなっていて、一集落では農地保全ができにくくなってきたのかなというふうに思います。ちらっと聞いたところによると、隣といいますか、複数の集落間でもこの人・農地プランの話し合いをされてるというふうにちらっと聞きましたけども、今後このプランを策定するに参考になると思いますので、複数の集落間での取り組みがもしわかりましたらお聞かせ願いたいと思います。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 取り組んでいる事例の紹介ということであります。担当のほうからわかる範囲内で答えさせていただきます。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（山下 一郎君） 議長、農林水産課長。

○議長（野口 俊明君） 山下農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（山下 一郎君） 今12集落の中でそういった集落もございました。やはり集落の中で中心となる担い手の方がいない集落もありますけども、そういった集落の方が今回の人・農地プランを策定することによりまして農業をリタイアされるような方もおられます。そういった方に対して、人・農地プランに位置づけることによりまして協力金が出る制度もございます。そういったことも踏まえて、近隣の集落の担い手の方をその集落の担い手に位置づけをして、その方に農地を集積していくという形でのプラン策定をされた集落もございます。そういったことで、近隣、その集落の中に今後の担い手ということでなかなか位置づけが難しいという集落がありましたら、そういったところは周辺の集落と協力をしていただきながら、そういったことも事業のメリットもございますので、そういったものも活用していただくということも考慮していただきながらプラン策定をお願いをしたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議員（２番 大原 広巳君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 大原広巳君。

○議員（2番 大原 広巳君） ありがとうございます。

なかなか人・農地プランの作成に、農業関係者の方はやきもきをされてるとは思いますが、自分たちの集落は自分たちで守るんだという信念のもとに、今後も若い30代、40代の方も含めて各集落でこのプランについての話し合いをぜひとも今後も続けていってほしいなというふうに思います。TPPのこともありますが、今後農地を集積をしていくという過程において、このプランがやっぱり礎にならないと農地集積は進んでいけないというふうに思います。今後ともこの農地プランについての広報と、もっと具体的に部落の責任者の方と、年明けてTPPのこともある程度見えてくると思いますので、関係団体、農業委員会等の皆さんと意見交換をする会をぜひとも、ちょうど節目に農業問題来ておりますので、町長に音頭をとってもらって、2回でも3回でもセミナーみたいな講演会をぜひとも企画していただきたいなというふうに思います。町長さん、最後に、そういう考えはございませんか、お聞きします。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 大原議員より、いろいろな説明会等々の開催のお話でございました。特に今国のほうで本当にこれまで何十年も行ってきた生産調整の関係を含めた、そうした取り組みの大きな変革、あるいはさまざまな農業の、攻めの農業というテーマの中での施策の協議が今なされております。そうした方向性がしっかりと出てくる中で、やはりおっしゃいますように農家の方々、あるいは代表の方々、しっかりとその内容の説明をしていく、これは必要性があります。あわせて、進めていきますところの農地集積の関係、これについても、たくさんの方々が御心配いただきますように、高齢化ということ、担い手が減少していくという時代の中で、集落での集落営農、あるいは集落を法人化されている事例もありますけれども、そうした集落営農の中での担い手をどう確保していくか、集積をどう確保していくかということはこれからの課題でありますし、国が今進めていこうとしているテーマでもあります。そうした取り組みを進めていく中で、もっともっと情報収集をして、我々のほうからもその制度の中で不足しているところがあれば、親元就農ではありませんけれども、もっともっと国のほうへも要望、要請をしていく、発言をしていくということも必要だろうと思っております。

特に私自身が感じておりますのは、この集落営農、農地集積を進めていく中で、やはり集落営農の場合には認定農業者、あるいは新規就農ということでもありますれば個人が農業経営を自立して営んでいくというのが基本であります。集落営農ということの中では、本当に農地を集積をしていって、水田の利活用を効果的に、効率的にやっていくということ、これを担っていく方の育成強化というのも私は生まれてくると思っています。同じように、親元就農と同じような形の中での支援制度もやはりこれから出てこなければならないと思いますし、あるとするならば、そういった制度をしっかりと活用してい

くという必要性があると思っております。いずれにいたしましても、国の制度がある程度落ちついてしっかりと出てくる状況の中で中身をしっかりと精査をしたり勉強して、対応を住民の皆さんのほうに、関係者の方などと協議をしながら進めてまいりたいと思いますので、いろいろな場面でのまた御支援や御提言をよろしくお願い申し上げたいと思います。

○議員（2番 大原 広巳君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 大原広巳君。

○議員（2番 大原 広巳君） そうしますと、農業情勢、混沌としております。新しい情報が入り次第、私も一農業者として町の農業の振興に一生懸命頑張りたいと思います。新しい情報が入り次第、また会合のおふれを回していただきますようお願いして、この問題は一区切りしたいと思います。

そうしますと、2つ目の質問に入ります。

婚活事業について。結婚適齢期を迎えて独身の若者がふえています。社会のいろいろな状況の中で結婚できない理由は多くありますが、大切な問題だと考えます。まちづくり会議でも考えていますが、現在の婚活事業と今後の取り組みをお聞かせください。よろしく申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（野口 俊明君） 町長、森田増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 2点目の質問であります婚活事業についてお答えをさせていただきます。

本町におきます若年層の高い未婚率の現状は、少子化や担い手減少、人口減少の潜在的な要因となり、将来の地域活力低下の要因となるものと懸念いたしているところであります。このため、現在、町民の結婚を支援をする取り組みを行っているところであります。具体的には、結婚を希望されていても異性との出会いの機会が少ない方への出会いの場を創設するため、平成24年度より町内の各種の団体が実施される婚活イベント、いわゆるお見合いパーティーなどの開催経費について支援を行っております。あわせて、結婚を希望される方の自己研さんのためのセミナーの開催経費につきましても支援を行っているところであります。

これらの実施の状況でありますけれども、平成24年度におきましては、5団体、6回の婚活のイベントが開催をされ、184人が参加をされたところであります。また今年度は、12月の時点では婚活イベントの実施について1団体、1回の実績で、実施で、参加者が23名、また結婚を希望されている方へのセミナーにつきましても、1団体、1回の実施で、参加者は7人という状況でございます。今後も各団体への支援を通じ事業を推進してまいりたいと考えているところであります。

以上で答弁にかえさせていただきます。

○議員（２番 大原 広巳君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 大原広巳君。

○議員（２番 大原 広巳君） そうしますと、せっかくの機会ですので、聞かれた方もたくさんおられるとは思いますが、質問の前にちょっと話させてください。３月までおられた赤井室長が残された資料にあったことを一つお話しします。聞かれた方も多くおられるとは思いますが、内容は次のとおりです。２０年前の３０代の男性の未婚率は３０％、１０年前は４０％、現在は５０％を超えるとのこと。女性の未婚率は男性より低いとは思いますが、同じくふえる傾向にあると思われ。せっかく地元の仕事があってふるさとに残っている方々にぜひとも出会いの場を提供したいと思います。イベントがことしは減ったようですが、イベントが減った何か理由があれば教えていただきたいというふうに思います。今年度もまだ時間がありますので、今後企画される方の参考になるとと思いますので、お教えください。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 担当より答えさせていただきます。

○企画情報課長（戸野 隆弘君） 議長、企画情報課長。

○議長（野口 俊明君） 戸野企画情報課長。

○企画情報課長（戸野 隆弘君） 失礼いたします。先ほど町長答弁のほうで事業の実施状況を答弁させていただいたとおりでございまして、昨年度の開催に比べて今年度非常に少なくなっているということで、昨年実施されました団体にこちらのほうから状況をお聞きをしたところでございますけれども、昨年多くの団体は１回、２回されたところもございまして、一生懸命企画をして実施する、思ったよりも企画実施は大変であったと。それと、それぞれその中でカップルができたケースが多いわけですが、成婚、結婚までは結びつくというところにはどうも行っていないということで、大変であった割に思ったような実績が上がらなかったなということで、少しそれぞれの会の方のまたやろうという気持ちが下がっているという感じを受けておるところであります。それと、会によっては昨年中心にされた方が事情があって会から抜けられたり、あるいは非常に多忙であったりして、そういった事情で今年度ちょっと取り組めないというようなことをお聞きしております。こちらのほうでそういうような状況を把握するのが少し遅かったなということで反省をしておりますけれども、また改めてこちらのほうからお願いをして、ぜひ今年度、あと３カ月余りありますので、年度内にまた実施をしていただけるような働きかけをさせていただきたい、また企画実施される場合には、従来からも行っておりますけれども、こちらのほう、さらに丁寧に支援をしていきたいというふうに考えております。

○議員（２番 大原 広巳君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 大原広巳君。

○議員（2番 大原 広巳君） ありがとうございます。

婚活事業は若者の定住促進ということもありますが、若い人に出会いのチャンスを与えて、カップルができて、結婚して、子供ができて、少子化を少しでも和らげることができるんじゃないかなという、これも定住化と同じく重みのある事業だと思いますので、結果が出ないからといってもうこれでやめてしまうだわということだなしに、町民のほかの団体にも大いに声をかけていただきまして、企画を経験された団体はそれなりにノウハウを持つとられるとは思いますが、そのノウハウも企画の担当の方と相談していただいて、じゃあこういう切り口でイベントをしたいわというふうに声をかけれる団体も出てくると思いますので、今後とも広報も含めて事業推進に協力を願いたいなというふうに思います。僕たちのまちづくりの会のほうでもぜひとも若い人の交流の場ということで何かできないかなというふうに検討課題に入れて話し合っておりますので、ほかの地区、まちづくりの会の皆さんもぜひとも興味を持って取り組んでいただけたらなというふうに思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（野口 俊明君） 基本的にはですね、要望でなしに質問でやっていただきたいと。

○議員（2番 大原 広巳君） そうしますと、町長さん、最後に、この事業についての熱い意気込みをお聞かせ願いまして、質問の最後とさせていただきます。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 質問が来るんだろうなと思っておりましたけれども。議員おっしゃいますように、本当に結婚、少子化ということの中で、あるいは移住定住ということの中で、出会いの場づくりという事業、これは私は非常に今、大切な事業だと思っております。そのことは県においてもことしになってから、事業所間での婚活コーディネーター設置の委託事業でしたか、そういったことも県でもやはり動き始めたということでもあります。昨年、24年度に、先ほどお話ございましたように、赤井室長のほうからいろいろな大山町の状況、未婚の方の、未婚率の状況等々を示す中での婚活事業の取り組みを進めていこうということで、昨年スタートしました。担当課長のほうからもお話ありましたように、当初本当に皆さんそれぞれ精力的に団体を立ち上げていただいて取り組みをしていただいた経過がありますけれども、実際にやってみると御苦労が多いということでもあります。しかし、やはり今、若い方の出会いということの中での結婚、妊娠、出産、そしてやはり子育てということでの少子化への取り組みということは、一番最初の基本的なもとでありますので、出会いの場の事業づくり、場づくりということは引き続き実施してまいりたいと思います。

特に、先ほどお話ございましたまちづくり地区会議の中でも話が出てくるということでございますので、大原議員所属しておられます地区会議の中でも、ふっと思いたいの、まちづくり地区会議の中に婚活部会でもつくっていただいたり、そこに若い方の、結婚

しとられない方々が集って部会をつくってもらって、自分たちの考え方の中でこうした事業を展開していく、それに町の事業を活用していただくというような形が生まれてくると、お互いに団体同士が情報交換したり、あるいはそれこそ男磨きだったり女性磨きであったり、いろいろなそうしたセミナーの開催であったりということにもつながっていくのかなと思っておりますので、引き続きこの事業についてはしっかりと継続をしまいたいと思いますし、たくさんの団体の参画をいただけるような形になれるように、また担当のほうも努めてまいりますし、議員のいろいろな場面でのお力添えもお願いしたいなと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議員（2番 大原 広己君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 大原広己君。

○議員（2番 大原 広己君） じゃあ、以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野口 俊明君） これで大原広己君の一般質問は終わりました。

---

○議長（野口 俊明君） ここで休憩いたします。再開は2時15分といたします。休憩します。

午後2時02分休憩

---

午後2時15分再開

○議長（野口 俊明君） 再開いたします。

次、10番、近藤大介君。

○議員（10番 近藤 大介君） それでは、2日にわたりました一般質問の最後を務めさせていただきます近藤です。よろしくお願いいたします。

通告に従いまして、今回は1項目、大山寺周辺の観光振興について森田町長にお尋ねをいたします。

言うまでもなく観光産業は大山町にとって主要産業の一つであり、その中心は大山寺周辺であります。かつてはとりわけスキー客相手のビジネスがその主体でございましたが、レジャーが多様化し、また若者人口が減少する中、スキーだけに頼らない、年間を通じてさまざまな形で大山に誘客することが必要になってきています。農業体験によるグリーンツーリズムや自然に親しむエコツーリズム、また農林水産業などとの連携による6次産業の推進も今の時代に必要な取り組みであることは皆さん御承知のことかと思っております。

私は大山寺周辺の観光産業が活性化することがすなわち大山町が活性化することだと考えておりますが、ただ現状では、大山寺周辺の観光地がスキー依存の体質から脱却し、今の時代にふさわしい一年中楽しめる魅力ある観光地となるにはまだまだその道のりは長く険しいと感じております。そこで、現在の大山寺周辺の観光産業の現状を点検しな

がら、よりよい観光地づくりに取り組んでいくため、以下の点について町長にお尋ねをいたします。

1、本町では大山寺周辺の観光の活性化のために合併前より道路整備や環境整備などさまざまな投資を行ってきていますが、多額の投資に見合う成果は果たしてどれだけ上がっているのでしょうか。その現状と課題について町長の所見を尋ねます。

2、ことしは大山での合宿誘致に資するための山香荘のグラウンドも完成し、またエコツーリズムの国際大会の開催、ファミリー株式会社によります豪円湯院のオープンなど、観光分野で幾つかの大きな出来事がありました。それらを踏まえ、大山寺周辺地域を中心とする大山町の魅力ある観光地づくりの展望と課題について町長の所見を尋ねます。

3、町や県といった行政、あるいは先ほど上げたファミリーによる豪円湯院、またアウトドア用品のモンベル社といった大山町と御縁があった県外の民間企業の投資はありますが、肝心の大山寺周辺地域の既存の観光関連事業者の方々による施設の、それぞれの施設の改築、改装、建てかえといった投資の意欲がかなり低いように感じております。町長はこの現状をどのように認識しておられますか。問題点、課題、対策等についてどのように考えておられますでしょうか。私は、もっと町外からの新規参入希望者を含め意欲のある事業者、若手経営者等を育成し、支援する施策を強化すべきと考えますが、町長の所見を尋ねます。

4、5年後、2018年に大山寺が開山1300年を迎えます。このことは大山寺の集客の大きな要素となると考えますが、町としての取り組みのお考えは。また、ことし富士山が世界遺産に登録されましたが、その大きな要因に日本の山岳信仰があります。大山もまた古くは山岳信仰の聖地でありました。同じように全国に幾つかの山岳信仰で有名な山があります。近年の登山ブームを一過性のものに終わらせないため、グリーンツーリズム、エコツーリズムの推進のきっかけとして、大山町がイニシアチブをとって、例えば日本山岳信仰サミットのようなことを関係諸団体に呼びかけてはどうでしょうか。

以上4点について答弁を求めます。

○議長（野口 俊明君） 町長、森田増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 近藤議員より、1問、大山寺周辺の観光振興についてということで御質問をいただきました。お答え申し上げたいと思います。

改めて申し上げるまでもなく、本町は県内有数の観光地で全国的にもその価値を認められる大山、国立公園大山を有し、その大山の恵みによってさまざまな経済的、また精神的恩恵を受けているところであります。議員御指摘のとおり、大山観光局への支援や公共投資など毎年かなりの経済投資を行っております。これは、低迷する経済情勢のもと、指をくわえているばかりでは厳しい地域間競争に勝ち残れないということでご



ざいまして、町としてできる範囲いっぱいの下支え、支援を行っているものでございまして、仮にこうした支援措置を一切行わなかった場合を考えますと、非常に厳しい結果しか浮かんでこないのが現状かと思えます。そして、後継者の問題、施設の老朽化の問題、事業者の意識の問題など多くの課題を抱えているものと認識をいたしております。

大山には類いまれな美しい自然が豊富に存在をいたしております。エコツーリズム、スポーツツーリズムなど大山ならではの新しい商品化の可能性も大きなものがあると存じます。あとはこうした資源を生かすべく事業者の皆さんの意識の改革と受け入れ体制、これを整えることであると考えているところであります。そして、このたび大山観光局が旅行業登録を行ったことによる独自商品の積極的な展開が喫緊の課題であろうと思っております。

御指摘の投資意欲であります、確かにスキー場に、スキー客に依存し過ぎていたことにより体力の低下が著しい事業者が多いのは事実でございしますが、時代のまた流れに意識の改革が追いついてこなかったということも事実だと思っております。こうした流れにただ流されるということではなく、問題意識を持った事業者の皆さんと力を合わせて大山をにぎやかにしていくことが重要であるものと考えております。その原動力となるのはやはり若い力と意欲的な事業者、新規参入事業者の方々ではないかなと思っております。これからの行政施策は、機械的な平等ではなく、意欲のある事業者の皆さんをしっかりと後押しをしていくこと、これが必要であると考えております。

また、平成30年には大山寺が創建1300年を迎えられます。私も、これは大山振興を改めて認識し直し、その意義を広めていく絶好の機会とも捉えております。政教分離の原則もございしますので、政教分離の原則の関係もございしますので、まずは大山寺関係者や観光事業者の皆さんが主体的に取り組みに着手をされ、町は宗教的分野以外でそれを積極的に支援していく、そうした協働の姿が必要であるものと考えているところであります。

大山、大山さんは深い親しみはもちろん絶対的な力を持っています。それを生かすのは、今の世、現世に暮らす私たちの責務であるというぐあいに考えております。こうした取り組みが大山観光局を中心に大きなうねりとなっていきますことを願っているところであります。この機会を逃すことのないよう精いっぱい力を注いでまいりたいと思えます。また議員におかれましても、さまざまな経験、お知恵を拝借して、お力を賜りますようお願い申し上げたいと存じます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議員（10番 近藤 大介君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 近藤大介君。

○議員（10番 近藤 大介君） 大山の観光振興が我が町にとって必要であることと同時に、今現在さまざまな問題点を抱えており、特に事業者の皆さんの意識改革と観光客の受け入れ体制の整備、それを行うために若い力と意欲的な事業者、新規参入者の積極的

なかかわりが必要であるといった現在の認識については、私と執行部、町長初め執行部の方々と大きな差異はないなというふうに今感じました。ただ、それらの問題を解決していくために具体的にどのような取り組みをしているのか、まだまだ十分な答弁をいただいているとは思いませんので、これからの観光振興がより具体的に、また効果的に進められますよう、さらに一步、二歩、町長の具体的な答弁をいただきたいと思いますので、順を追って再質問をいたします。

我が町大山町は、観光ばかりでなく農業も大変盛んでございます。農業後継者の確保、育成も本町の大きな課題の一つであります。残念ながら、昨今の状況を見ます限り、農業分野でどんどん新規就農や新規雇用を見込めるような状況ではありません。また、先日大山電機の跡に学生服の菅公の工場進出が決まったところではありますが、今後大山町への企業誘致がどんどん進むような見込みは今の経済状況では余り考えられません。若者の町外流出、県外流出がとまらない中、地域の産業で雇用の拡大、新規企業の伸び代があるのは、私は観光分野しかないのではないかと考えております。そのためには観光分野での必要な基盤整備の促進、やる気のある経営者へのさまざまな支援がなお一層必要であります。反面、既存の事業者の方々の高齢化も進んでおり、事業意欲も停滞している中、町民の中には、これ以上大山寺周辺に税金を投入して果たして効果があるのか、疑問の声も多く聞かれています。

そこで、まずお尋ねしますが、大山寺地域にはこれまで街なみ整備事業など多くの投資を行っています。先ほど申し上げた山香荘のグラウンド整備などもそうした周辺の観光振興の一環と捉えることが可能だと思います。それらハード事業の総額、合併後で私は大体15億円相当これまで支出していると思っておりますが、確認のため、大体それぐらいの支出をしているという認識でよろしいか、担当課のほうで御回答をお願いします。あわせて、毎年大山観光局への補助金やさまざまな観光イベントの費用などで観光関係でこのエリアに毎年支出している金額、大体年間五、六千万ではないかと思っておりますが、それぞれ概算でどのぐらいになっているか、把握している程度の金額で結構ですので、御回答をお願いします。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 御質問には担当より答えさせていただきたいと思いますが、通告がありませんので、わかる範囲内ということで御承知を願いたいと思います。また、事業の投資といえますか、事業費が15億円というお話でございますが、この点についても担当のほうから述べさせていただきたいと思いますが、特に事業につきましては、大山のエリアは辺地債のエリアでもあります。交付税措置の優遇的な、そういった事業を絡めながらの事業推進であるということも御承知のことと思いますが、よろしく願い申し上げます。

○観光商工課長（福留 弘明君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口 俊明君） 福留観光商工課長。

○観光商工課長（福留 弘明君） 失礼いたします。

お尋ねの事業費の総額ということですが、合併以降というようなところでいきますと、議員御指摘の金額よりはもう少し少ないのかなというふうに思われます。まず、街なみ環境整備事業が約4億円、総事業費が約4億円弱でございます。それ以外に、合併以後、大山で行いましたハード的なもの、代表的なものは、例えばモンベルさん進出に伴います施設の取得、改装、あと大山運動公園におきます陸上トラックの新設、お手洗い、トイレ施設の新設、そういったような経費が大体2億5,000万円程度、足しますと6億5,000万円程度でしょうか、あわせて、次の質問にも関連いたしますけれども、職員の人件費を除きまして、大体、大山寺エリアに中心的に使用いたします行政経費というのは1億円から1億5,000万円程度の間、これはハード事業費を含んでおります。今年度でいきますと、約1億2,000万円のうちハード事業が四、五千万になろうかと思えます。したがって、議員お見込みの大体金額が毎年この大山寺エリアに投入されているということございまして、合併以降9年分を足しますと、おおむねそのくらいの金額になっていくのかなというふうに考えております。以上です。

○議員（10番 近藤 大介君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 近藤大介君。

○議員（10番 近藤 大介君） ちょっと下調べが不十分だった点もあるかもしれませんが、ハード事業には、町長お答えのように、さまざまな補助金であったり、あるいは有利な起債も使用してあるのは事実であります。合併後、総額として、いずれにしても10億を超える費用が投下されているのであり、毎年数千万円のソフト事業等に関する支出が行われているということで、それだけ多額の支出をしているわけですから、当然それに見合う成果がちゃんと上がっているのか、そのことは当然検証されなければならないと思うわけですが、執行部のほうとしては、その費用対効果はどのような方法で把握しておられますでしょうか、お答えください。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 詳細については担当より答えさせていただきたいと思っておりますけれども、大山の観光事業、以前には特にスキー、冬を中心とした観光が主体としての事業であったと思っております。もちろん登山があったり神社やお寺ということについてのそうした観光もあったと思っております。そうした冬のスキーを中心とした観光からオールシーズンにつながる大山の観光事業への転換ということの大きなテーマの中で、いろいろな取り組みをしまっている現状であります。それは地元の実業家の皆さんもそうであります。特にスキーの関係につきましても、21年、就任をさせていただいた中で、スキー事業者が3社ありましたが、非常にそれぞれの事業体、厳しい経営状況があるということの中で話し合いをしていく中で、3社が一本となった民間力を

活用したスキー場運営ということでここ数年参ってきておるところでありまして、一番少なかった14万人ちょっとのスキー客が、天候の、雪の、積雪量の関係もありますけれども、昨シーズンで20万ぐらいになってきたと、魅力のあるスキー場づくりへの変革が進んできているというところもあります。また、豪円湯院、これも民間のお力でありましてけれども、これも発想からしますと足かけ7年、掘削をされてから5年という長いスパンの中ではありますけれども、一つ一つの取り組みされる中で事業化になってきたというところでもあります。あるいは圓流院であったり、いろいろな取り組みを今進めつつあるところでもあります。

ただ、費用対効果というところにつきましては、やはり大きな観光事業ということ、ソフト事業ということでもあります。たくさんの方々には大山に来ていただいてお金を落としてもらうということ、このことについては、以前のスキー客中心とした事業のときから比べますと経済的な効果は少ないという現状があります。オールシーズン大山にいろいろな形で来ていただいて、春夏秋冬、大山のいろいろな資源、自然、歴史、温泉、スポーツ、これを体感をしていただいて、経済的な効果もさらに深めていくということの中で、現在観光局に旅行業の取得をしていただいて、その取り組みの一つ一つを今スタートしているというところでもあります。これからのそうしたテーマを抱えながら取り組んでいることの一つ一つの積み重ねでこれまで取り組んできたことの成果につながるものと考えているところでもあります。

時間の関係もありますが、許していただければ担当のほうからも少し述べさせていただきます。

○観光商工課長（福留 弘明君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口 俊明君） 福留観光商工課長。

○観光商工課長（福留 弘明君） 失礼いたします。

投資に対する効果測定の手法ということかと思えます。一般的に用いられますのは、入り込み客数、人の数であります。ただ、大山の場合、統一的に入り込み客を測定する仕組みが山というような関係もあって難しいところがありますので、現実的には各施設、例えば大山寺、あるいは大山情報館といったような個別の施設の入場者数、あるいは登山者数、そういったようなものを勘案をして、全体的な大山周辺で年間幾らの入り込みであるといったような測定方法をとっているところでもあります。効果測定ということになりますと、そのうちの宿泊客が1人の投資効果が、経済効果が幾ら、あるいは日帰りのお客様は1人幾らということで掛け算をして、全体的な費用対効果といえますか、効果を測定をしているということでございます。大山の場合、大体年間、大山周辺で110万人というふうに公式には言われております。掛け算をしていただくと、例えば1人が1,000円の経済的消費を行ったということになれば、掛けて11億円ですか、そういったような計算で前年あるいはその前と比べて効果があったのかなかったのかというものを判断をさせていただいているということでございます。以上です。

○議員（10番 近藤 大介君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 近藤大介君。

○議員（10番 近藤 大介君） 町長は今、ああいうこともした、これもしている、頑張ってますというような要は話なわけですけども、やはり具体的に数字でこれだけ上がった、あるいは下がった、そういう話をしないと本当に効果があったかどうかというのははかれないわけですし、今現在は、担当課長からも説明がありましたように、観光客の入り込み客数が一つの指標になっているわけですが、これは一つのもちろん目安にはなりますけれども、宿泊されれば1人1万円ぐらいは支出されるかもしれませんが、日帰りの登山であればほとんど支出もされずに帰るというケースも多いわけですし、またこれもそれぞれ飲食店等のレジの伝票できちんと人数をはかったものでもございません。あくまで一つの目安だろうと思います。

例えば農業であれば、さまざまな機関から農業の生産額ですとか農業所得といった指標で今現在の大山町の状況をおおむね把握することができます。今後町の財政状況が年々厳しくなることが確実な中、町民の理解を得ながら観光産業への必要な予算を確保していくためには、やはり町内の観光関連事業者の総体として、あくまで総体として、その事業所得やあるいは固定資産税の納税額の総額などの統計資料を作成し、税金を投入した費用に見合った効果があらわれているかどうか、観光産業の今の現状はどうかチェックすることを適宜することが必要と考えますが、いかがでしょうか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 捉え方の中でいろいろあろうと思っておりますけれども、特に観光産業、大山の場合には入り込み客の支払っていただいたことによりますところの経済効果の算出ということもありますが、雇用と、雇用の創出ということもございます。大山スキー場周辺、年間数百名というような雇用もありますし、観光事業にかかわっていただく中でのお店の雇用であったり案内の雇用であったり、いろいろな経済効果にもつながると思っております。そうした視点の中での捉え方もあろうと思っております。

○議員（10番 近藤 大介君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 近藤大介君。

○議員（10番 近藤 大介君） スキー場での雇用が数百人とか、大まかな数字ではなくて、やはり常に担当課ではきちんとした数字を把握しながら現状を適切に把握する必要があります。個々の納税額ではなくて、周辺エリアの要は投資が、新しく建物が建てば固定資産税がふえるわけですから、そういったことで投資の現状がはかることができます。私は余り20年前、30年前のスキー場のよかったころは、当時のことをよく記憶はしてないんですけども、リフト会計から町の一般会計に多額の繰入金があったりとか、事業者さん方の納められる税金も非常に大きいものがあったと伺っておりま

すが、現状ではなかなかそういったことには遠く及ばないような状況のようにも聞いております。やはり商売をしておられる方、事業者の方々がしっかりもうけていただいて、その分の税金を納めていただくというのが活性化の一番のいい姿だと思いますので、そういった意味でも、今後の課題として、そういったあくまでも統計の資料として観光関係の事業者の方の所得の状況の把握、納付の税額の把握といったことも町の経済振興を図る上での一つの手法として把握しておくべきだと思います。

それはそういったことが必要だということだけ指摘して、次の質問に行きたいと思えますけれども、そういった状況をしっかりと捉えながら、なおやはり観光についての振興策は続けていかなければいけないと思うわけですが、さきにも触れましたように、大山町出身の稲田社長の御厚意により、先月、ファミリー株式会社による温泉施設、豪円湯院がオープンしました。大山寺エリアでここ20年、30年と、地元の業者による設備投資がほとんどなされない中、久々の大型投資であり、ふるさとを思う、その御厚意に報いるためにも豪円湯院を一つの拠点として、豪円湯院も、また周辺の旅館等、観光事業者の方々もともに潤う観光地づくりをしていかなければならないと思います。そのためには、観光客の方々が宿泊したくなる、買い物したくなる、あるいは一休みしたくなる施設がその地域に一つでも多くふえることが必要であり、そうなるためにはやはり店舗や設備の改築、改修といった投資が必要です。補助金の支出や無担保、低利融資などにより既存の事業者や新規事業者の方の投資意欲を喚起する町の施策が必要と考えますが、取り組みについてどのようにお考えでしょうか。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 細かなところは担当から答えさせていただきますが、改築、改修、そうしたことについても、先ほど触れましたけれども、街なみ環境整備の取り組み等々を進めているところであります。担当より答えさせていただきます。

○観光商工課長（福留 弘明君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口 俊明君） 福留観光商工課長。

○観光商工課長（福留 弘明君） 失礼いたします。

現状を申し上げますと、観光業に対して特別の何か支援、そうした補助金とかといったものは私の認識の中では存在しておりません。一般的に商工業者に対する支援策の中で商工会あるいは経済産業省中小企業庁さん等の制度を活用して、そういった新規投資に向ける意欲を喚起をしていくということは私も必要であると思っておりますので、機会を捉えては、そういった国、県等の支援制度、そしてそれにもし可能であれば町で何かお手伝いできることを含めまして、皆さん方に説明会等の情報提供を今後も繰り返していく必要があるのかなというふうに考えております。特に融資につきましては、これまでの例えば暖冬でお客さんが少なかったときに特別の融資制度を県と協調して設ける等の個別の対応は行ってきております。これも場合によっては県と協働して何らかの対

応をとるということも将来的にあり得るのではないかなというふうに思っております。  
以上です。

○議員（10番 近藤 大介君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 近藤大介君。

○議員（10番 近藤 大介君） 先日私も豪円湯院、一人の客として利用させてもらったんですけれども、本当にいいお風呂をつくっていただいたなと思っております。例えば登山からおりてこられた方が帰りに温泉で骨休めされるにはまことにいい施設だなとは思いました。ただ、いいお風呂だからといって、やはり遠方からあのお風呂に入るためだけに来られるお客さんというのは余りないんだろうなというふうにも思います。やはり大山寺の周辺の魅力が高まる中で、その中に温泉という施設もある、そこで新しい建物ですから、その建物を一つの起点として参道沿いのにぎわいをどんどんつくっていくということがやはり必要なんだろうと思います。今の課長の答弁では、従来は一般商工施策以上のことはしておられないわけで、今後も今のところ特別の支援の考えはないということだったんですけれども、先ほども申しましたように、現実的にほぼ30年の間、満足に設備に対しての投資が行われてこなかった地域であります。経営者の方も本当に高齢化しておられる。大山寺の旅館は約30店舗ほどあるようですけれども、その中で本当に20代、30代、あるいは40代前半までの若いと言える後継者の方のごくわずかであります。そういった状況の中で、本当に特別な手当をしないで遠くからお客さんが来てくださるような魅力的なエリアがつかれるでしょうか。必要な投資がなされるでしょうか。私は非常に難しいと思っております。

大山周辺の観光産業を、あるいは観光業をしっかりと守る、下支えする、発展させていくためには、やはり先ほども申しましたように、ある程度の条件は必要でしょうけれども、大規模な改修、改善に対しての補助金であったりとか、低利、条件のいい融資であるとか、プラスアルファの施策が必要ではないかと思っておりますが、町長の御認識をお尋ねいたします。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 先ほども触れましたけれども、国交省の関係での街なみ環境整備事業等々、進めているというのが現状であります。

○議員（10番 近藤 大介君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 近藤大介君。

○議員（10番 近藤 大介君） 行政による街なみ環境整備事業はできてもそれをきっかけに起こるはずであった地元業者の投資は全く進んでいない現状というのをよく御認識いただきたいと思いますが、堂々めぐりになりますので次に行きます。

先ほども申し上げましたように、農業の後継者も少ないですけれども、大山寺周辺エリアの観光産業の後継者も本当に一握りでございます。やはり将来にわたって地域の活

活性化を図っていくためには、若手の経営者、事業後継者の育成、支援が必要であろうと思います。そういった若い方々の、若い事業者の方々を育成するためには、時には先進地の視察なども必要だと思っております。20年ほど前には旧大山町でそういった観光関連の事業者の方の海外視察などもあったようですが、合併以降、近年では、国内の視察も満足に行われていないと聞いております。狭いエリアにとどまっていた視野も広がらないまま、若手の事業者の方が育つとも思いません。幸い大山寺出身でスキーマの元オリンピック選手である、そちらの3番議席に大杖議員もおられますが、大杖議員はスイスなど海外にも広く人脈をお持ちの方であり、山岳地帯というんでしょうかね、スイスのようなところの観光事情にも通じた方もあります。例えば大杖議員の人脈や知見を生かしながら、やる気のある、あくまでもやる気のある事業者の方の海外視察なども今後町が支援して実施することも検討すべきだと考えます。視察に限らず、何度も申し上げますが、やる気のある、特に若い世代の事業者、事業後継者の組織化、育成、支援に町としてもさまざまな形で積極的に取り組んでいただきたいと思いますと考えますが、町長の答弁をお願いいたします。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 近藤議員より若手、大山の若手のお話もございました。担当より詳しく述べさせていただきたいと思っておりますけれども、まずは、先ほど近藤議員おっしゃいましたように、大杖議員の本当にいろいろな見識や経験をこれからもこの大山、大山町のために生かしていただく、非常に期待をしておることです。あわせて、若者の大山の関係であります。先ほども豪円湯院の話了近藤議員されましたけれども、取り組みがなされてから、発想からすると7年、温泉が掘削されてから5年の経過がありました。この間に、この大山活性化温泉プロジェクトということで、事業者でありますファミリーの稲田社長主催者として、国や県や周辺の関係機関等々、町も含めてですけれども、取り組みを進めてまいりました。その中でも、いろいろな研修、あるいはワークショップ、鳥取大学との連携を持ちながらの取り組み、年を5年かけながら本当に取り組みを進めてまいってこられました。そうした取り組みが進む中で、先ほど議員おっしゃいました若手、大山の若手の方々がここ数年の中で、5人、6人でしょうか、帰ってきておられます。奥さんも子供さんも連れてというようなこともございます。非常にこの取り組みが進んでいく中で、大山の将来に向けての魅力、そういったものを感じていただける中での若者が帰ってこられたという経過もあろうと思っております。少し担当のほうから述べさせていただきます。

○観光商工課長（福留 弘明君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口 俊明君） 福留観光商工課長。

○観光商工課長（福留 弘明君） 失礼いたします。

結論的なことから申し上げますと、ぜひ事業の参考にさせていただきたい御提言かと



思いました。今年度、観光庁の補助事業をいただきまして、「住まうように旅する」官民協働した観光地の再建、魅力の何とか事業みたいな事業に取り組んでおります。この事業におきまして、年明けでございますけれども、体験型ツーリズムの先進地であります長野県、そして岐阜県あたりに実は視察研修を行うことといたしております。これまでと違いますのは、従来こういった視察研修とかをする場合は、各戸1名とか各旅館から最低とか、そういうことでありました。町長答弁にもありましたけれども、そういった機械的なのではなく、手を挙げた方のみを御案内をして研修を積んでいただくといったやり方で、もう早速今年度から取り組みを実は始めております。ぜひ参考にさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○議員（10番 近藤 大介君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 近藤大介君。

○議員（10番 近藤 大介君） 本当に、繰り返しになりますが、やはりこれから10年先、20年先を担ってくださるようなやる気のある経営者の方、事業者の方に惜しむことなくしっかりと支援をしていただきたいと思います。

次の質問でございますが、最初の質問で、例えば山岳信仰サミットのようなものをやったらどうかと提案をさせていただきましたが、最初の答弁では回答がございませんでした。山岳信仰サミット、これは元総務省自治財政局長で現在自治大学の校長をしておられます椎川忍先生が以前、議員対象のある講演会で提唱されたものでございまして、その受け売りで話をさせていただいたんですけれども、御存じの方も多いかとは思いますが、椎川先生はここ鳥取県、NPO法人大山中海観光振興機構、いわゆる大山王国の理事もしておられ、鳥取県や大山町とも御縁があり、福留観光商工課長とも懇意にしておられる方でございます。恐らく、全国さまざまな場所で講演される方なので、いろんなところで山岳信仰サミットのようなことをこれからはやらなければならないと、先生がおっしゃるのは、富士山に限らず、やはり自然を生かしたエコツーリズム、地域の資源を生かした取り組みが必要だと、日本の古くから伝わる心を大事にした取り組みが必要だというお話の中でそういったことも考えられるというふうにおっしゃっておられたわけですが、ぜひとも大山町は、せんだって町長の御提案といたしますか、リーダーシップをとられて大山環境宣言のような取り組みもしておるわけですから、ぜひ他の自治体に先駆けて率先してこういった取り組みをし、関係自治体に呼びかけていただきたいと思いますけれども、改めて町長のお考えをお聞かせください。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 近藤議員より日本山岳信仰サミットのようなということのお話をいただき、非常に提案として、提言として参考にさせてもらいたいようなテーマであります。椎川さんとのお話がございました。私もよく承知しておりまして、彼とのいろいろな会話の中で、話をする機会がありました。大山には本当にたくさんの方々に来て

いただいておりますけれども、大山に登山等々で来られる。しかし大山は本来山岳信仰、議員おっしゃったように聖地ということをおっしゃいましたけれども、本来の大山の価値というのは、私も信仰の山、大山ではないかなと思っております。大山には本当にかつてたくさんの方々が祈りをもって、あるいはおかげをもって、おかげに、お礼に、大山にたくさんの方々が参られたという歴史があります。大山のたくさんの方々に来ていただく、これからの大山のありようの中でも、先ほども温泉の話もありましたけれども、癒し、体を鍛える、そうした中でのテーマとして、やはり心と体の健康ということの中での祈りの大山、これがこれからの大山としての大切なテーマにしていかなければならないというぐあいに思っております。議員と同じ思いがあります。

椎川さんの話もございましたけれども、彼も修験道等々でよく訪れているということで、月山のほうの出羽三山、そうしたところにも山伏の姿で修行したんだというような話もありました。これからの展開の中で、山岳信仰、かつてあった日本の伝統、心、そうしたものの存在をもう一度しっかりとその地域の本来の価値として見出して、あるいは生かしていくということであろうと思っております。

お話しいただきましたように、大山寺創建1300年を30年に向けて迎えていきます。今、地元の方々と、私どもや、あるいは県のほうと一緒にそのことに向けての話し合いを持っていこうかというような今、段取りがございます。ただ、政教分離ということもございますので、やはりその主体は地元の方々に担っていただいて、行政としてやれることをいろいろな形の中で支え合っていく、県もできればそれもあわせてやっていく、そうしたことの中でのこの山岳信仰、大山、まさにこれから取り組んでいく大切なテーマだというぐあいに承知しておるところであります。いろいろなお力添えや御提言をこれからもお願い申し上げたいと思います。

○議員（10番 近藤 大介君） 以上、大山寺1300年祭の取り組みにぜひ町も積極的にかかわっていただき、大山町の活性化が図られますことを祈念し……。

○議長（野口 俊明君） 近藤議員、許可を求めてから発言してください。

○議員（10番 近藤 大介君） 質問を終わります。以上です。（拍手）

○議長（野口 俊明君） 以上で近藤大介君の一般質問は終わりました。

---

○議長（野口 俊明君） 以上で本日の日程は終了しました。

次回は12月20日金曜日に本会議を再開しますので、定刻の9時30分までに本議場に集合してください。

本日はこれで散会します。

午後3時09分散会

---